

知床国立公園管理計画書

平成 25 年 4 月

北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

目 次

1. 国立公園の概況	1
(1) 自然環境	1
(2) 社会環境	3
(3) 国立公園管理における課題	5
2. 管理の基本方針	
(1) 知床国立公園の管理目標	6
(2) 知床国立公園の管理の基本方針	7
3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
(1) 生態系の保全管理	9
(2) 地域区分毎の自然景観の保全	13
4. 適正な公園利用の推進に関する事項	
(1) 先端部地区	14
(2) 知床連山地区	15
(3) 知西別岳及びその周辺地区	17
(4) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区	17
(5) ルサ・相泊間の道路沿線地区	20
5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(1) 許可、届出等取扱方針	20
(2) 公園事業取扱方針	25
6. その他	29

1. 国立公園の概況

知床国立公園は、昭和 39 年 6 月 1 日に指定された、知床半島の一部及びその沖合 3 km の海域からなる国立公園である。関係する市町村は北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町であり、指定面積は 60,989ha（陸域 38,636 ha、海域 22,353 ha）である。

当該国立公園を含む一帯（約 71,100 ha）は、平成 17 年（2005 年）に世界自然遺産に登録されている。

（1）自然環境

①地形・地質

知床半島はオホーツク海の南端に突出した、長さ約 70 km、基部の幅が 25 km の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡に面している。知床半島の東側には、国後島が半島に平行する形で間近に横たわっている。半島の中央部に最高峰の羅臼岳（標高 1,660 m）をはじめとする標高 1,500 m を超える山々が連なっており、一部に海岸段丘が見られるほかは稜線から海岸まで平地がほとんど見られない急峻な半島である。このうち、知床岬から知西別岳一帯までを国立公園区域としている。半島はプレート運動や火山活動、海食等多様な地形形成作用により造られていることから、奇岩や海食崖、火山地形等の多様な景観が形成されている。現在も活動中の火山のうち、知床硫黄山（標高 1,562 m）は昭和 11 年（1936 年）に約 20 万トンの溶融硫黄を 8 ヶ月間にわたって噴出し、国際的に注目された火山である。

②気候

知床国立公園の気候は、知床半島がオホーツク海に突き出していることから海洋の影響を強く受け、道東の中で最も積雪量の多い地域の一つとなっている。また、知床連山の存在は半島の東西の気候に影響を及ぼし、気温や降水量に大きな地域差が生じている。東に位置する羅臼側は、夏期には湿気を含んだ海からの南東風が知床連山に当たるため、雨が多く、海霧により低温になる。冬期には海洋性気候の影響により比較的降雪が多く、気温も斜里側と比較すると高い。一方、西に位置する斜里側は、夏期には知床連山の北でフェーン現象により高温地域になり、降水量が少ない。冬期には北西季節風の影響に加えて、流氷が海水に比べ太陽光線をより反射してしまう効果や、流氷がその下の海水からの熱を遮断する効果により気温が低下する。

③流氷

オホーツク海は、地形的・地理的条件により流氷ができる海洋として北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域である。これは、オホーツク海の風上であるユーラシア大陸北東部が北半球の寒極にあたり、そこからの強い寒気の吹き出しにより、海水が

効率的に冷却されることによる。それに加え、オホーツク海の表層は塩分、密度が低いため、冬期の海の対流が深層まで及ばないことも原因となっている。

北部オホーツク海で流氷ができるとき、低温で高塩分の中層水が生産されており、この栄養塩の豊かな中層水の一部が知床半島周辺海域へも広がっていく。また、知床半島はオホーツク海で形成された流氷が接岸する最南端の地であり、流氷下にはアイスアルジー（海氷内や海水の底で増殖する単細胞藻類）が増殖し、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊富な中層水が表層に運ばれることで植物プランクトンの大增殖が生じ、それを餌とする動物プランクトン、さらに高次消費者である魚類や海棲哺乳類、陸上の生物にまでつながる食物網が形成される。

④植物

知床国立公園における海岸から山頂までの標高差は約 1,600 m にすぎないが、比較的低い標高域から高山帯の植生であるハイマツ低木林や高山植物群落が発達し、多様な植生が垂直的に分布している。

海岸には、断崖とその周辺の土壌未発達地を中心に高山帯・寒帯から亜高山帯・亜寒帯の植物が主体となる群落が成立する。低標高地の森林はミズナラやイタヤカエデ等からなる冷温帯性落葉広葉樹林、トドマツやアカエゾマツ等からなる亜寒帯性常緑針葉樹林とこれらが混生した針広混交林がモザイク的に併存する。亜高山帯では一般的な植生分布とは異なり常緑針葉樹林の発達が悪く、ダケカンバやミヤマハンノキ主体の落葉広葉樹林が広がっている。森林限界を越えると、ハイマツ低木林が非常に広く発達し、その中に風衝地、雪田、及び湿原群落が局在している。高山植生は比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず多様な植物群落から構成され、美しく見事な景観を形成している。知床国立公園の植生の大半は、原生的な状態が維持されてきたが、1980 年代以降に急激にエゾシカが増加し、主要な越冬地では高密度状態の長期化が見られる。そのため、樹皮食いによる特定樹種の激減と更新不良、林床植生の現存量と多様性の減少、海岸性の植物群落とそれに含まれる希少植物の減少等の影響が確認されている。

また、植物相は北方系と南方系の植物が混在して豊かである。陸上の維管束植物としては、高山植物に北方系の種が多いことに加え、南方系の種も見られることから、多様な植物相が形成されている。知床半島の陸上の維管束植物相は 107 科 872 種からなり、そのうち 4 分の 1 を上回る 233 種が高山植物となっている。この中には、シレットコスミレ、チシマコハマギク、エゾモメンヅル等の希少種を含む。知床半島沿岸海域は、オホーツク海唯一の暖流である宗谷海流の影響により、千島列島やサハリンにも分布域を持つ寒流系の海藻と北海道以南に分布域を持つ暖流系の海藻の両系が見られ、季節海氷域でありながら、暖流系の海藻を多く含む点で特異な海藻相となっている。海藻は知床半島沿岸で 140 種の生育が確認されている。この中には、分布域の狭

い特産種のアツバスジコンブ等も含まれている。

⑤動物

知床国立公園には手つかずの原生的な自然が残されているため、かつて北海道に広く生息していた北方及び南方由来の陸上哺乳類、鳥類がほとんどすべて生息しており、多様性に富んでいる。

このうち、哺乳類は、陸上哺乳類 36 種、海棲哺乳類 22 種の生息が知床半島及びその沿岸海域で確認されている。これらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれる。また、ヒグマやエゾシカといった大型種が高密度で生息していることは、知床半島が陸上哺乳類にとって質の高い生息地となっていることを表している。特にヒグマは世界有数の高密度状態で維持されている。さらに、知床半島沿岸海域は海棲哺乳類にとって越冬、摂餌、繁殖のために重要な場所となっている。

鳥類は、285 種が知床半島で記録されている。また遺産地域内では、これまで天然記念物に指定されているシマフクロウ、オジロワシ及びクマゲラの繁殖やオオワシの越冬が確認されている。知床国立公園及び周辺地域は、シマフクロウにとっては国内で繁殖するつがいの約半数が生息している最も重要な繁殖地であり、オオワシにとっては越冬個体数が 1,000 羽以上になる世界的に重要な越冬地である。

魚類は、淡水魚類 42 種、海水魚類 261 種が知床半島及び知床半島沿岸海域で確認されている。知床半島沿岸海域は、北方系魚類を主とする海域であるが、宗谷海流の影響により熱帯・亜熱帯海域に主に分布している南方系魚類が多く見られ、オホーツク海のなかでも特異な海域となっている。知床国立公園及び周辺地域の河川では、サケ科魚類が著しく優占していることが重要な特徴である。

この他、爬虫類 8 種、両生類 3 種、昆虫類 2,500 種以上の生息が知床半島で報告されている。

(2) 社会環境

①歴史

厳しい自然環境による開発の難しさと、地域住民を含めた高い自然保護意識に支えられ、知床国立公園の自然は原生的な状態を今日まで保ってきた。

知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されている。その中でも 10 世紀前後にオホーツク海沿岸で栄えた北方の漁獵民族によるオホーツク文化の影響を受けて、アイヌの人々は、シマフクロウやヒグマ、シャチ等を神と崇め、狩猟や漁労、植物採取等をしながら、豊かな自然を大切に文化を育んだ。

知床半島における漁業は 19 世紀から漁場運営が始まった。特に羅臼側では、1880 年代から主に富山県からの移住者により、タラ漁を中心に本格的な漁業開拓が始まり、現在のシロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、イカ類、コンブ類等の多様な漁業の

発展につながった。また、知床半島先端部地区の羅臼側において数百人の漁業者が夏期に居住しながらコンブ漁等の生産活動に従事していた。斜里側では、戦前までは少数の小規模な定置網漁業が営まれていたが、戦後、引揚者らによる漁場開拓が急速に進み、さけます定置網漁業が大きく発展した。

また、斜里側の岩尾別地区と幌別地区では大正時代から農業開拓が数度試みられたが、厳しい自然環境や社会環境の変化等の条件が重なり、昭和 50 年（1975 年）頃までに開拓者は次々とその土地を離れた。これと相前後して、自然保護の動きが強まり、昭和 39 年（1964 年）に知床国立公園に指定されたのをはじめとして、昭和 55 年（1980 年）に遠音別岳原生自然環境保全地域、昭和 57 年（1982 年）に国指定知床鳥獣保護区、平成 2 年（1990 年）に知床森林生態系保護地域の指定等数々の保護地域制度が適用された。また、昭和 52 年（1977 年）には農業開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、住民と自治体が主体となった「しれとこ 100 平方メートル運動」がスタートした。

平成 16 年（2004 年）1 月には推薦書が世界遺産委員会に提出され、平成 17 年（2005 年）7 月に世界自然遺産に登録された。

②利用状況

知床国立公園及び周辺地域では、平成 23 年、年間約 169 万人の利用者が訪れている。中でも、知床五湖、ホロベツ、カムイワッカ、知床峠及び羅臼温泉の利用者が多く、このうち、知床五湖には年間約 36 万人が自然探勝を目的に訪れており、一部の歩道については利用調整地区制度による立入認定制度が運用されている。また、海域のレクリエーションとして断崖や滝等の景観、海鳥や海棲哺乳類、沿岸のヒグマ等の野生動物を見せる観光船を年間約 20 万人が利用している。

なお、国立公園外ではあるが、ウトロの「知床世界遺産センター」（環境省直轄施設）には年間約 9 万人が訪れている。

利用形態は、従来から見られる大型バスによる周遊や観光船による遊覧等の団体での観光周遊や探勝利用だけでなく、近年はトレッキング、シーカヤック等の体験型利用が増加してきており、質的な変化や多様化が進んでいる。

③一次産業

知床国立公園（陸域）の大半を占める国有林は、そのほとんどが知床森林生態系保護地域の指定地であり、木材生産を目的とした森林施業は、現在行われていない。

また、地域の主要な産業である水産業については、生産力の高い豊かな海に支えられ、シロザケ、カラフトマス、スケトウダラ、コンブ等の水産資源の持続可能な利用が図られている。

(3) 国立公園管理における課題

①植物

高山帯（高山植生）については、知床連山周辺において利用圧により登山道や野営指定地の荒廃が一部進行している。また、シレトコスミレに対するエゾシカの採食痕が確認されるなど、エゾシカの高山帯への侵出が近年になって徐々に進行してきている。

山地帯（針広混交林）については、標高 300 m 以下の地域のほぼ全域で、エゾシカの採食圧の影響を受けて森林構造が変化しつつある。特に知床岬（森林部分）、ルシャ川下流域、幌別・岩尾別といった斜里側の越冬地においてその影響が顕著である。

海岸（海岸植生）については、一部の岩礫地を除いてほぼ全域でエゾシカの採食圧の影響がみられる。特にルシャ地区、知床岬（草原部分）において、セリ科高茎草本等エゾシカの選好性の高い植物種の減少やコスガサ、カモガヤ等の外来牧草の侵入、増加といった植生の変化が顕著に見られる。

②動物

知床国立公園のほぼ全域でエゾシカが高密度に生息しており、樹皮食いによる特定樹種の激減と更新不良、林床植生の現存量と多様性の減少、海岸性の植生群落と希少種の減少等が確認されている。また、急傾斜地における土壌浸食等も懸念されている。

ヒグマの生息密度も高く、人の存在を恐れず避けないヒグマ个体が増加し、利用者とヒグマとの遭遇や国立公園に隣接する住民の生活圏への出没等が日常的に発生している。ヒグマへのエサやり、近距離での写真撮影、生ゴミの残置等の不適切な行為が確認されており、ヒグマとの軋轢の要因となっている。その結果、人家や道路付近への出没時の対応件数が増加するとともに、遊歩道の頻繁な閉鎖や、農業・漁業被害が発生している。

営巣地への立入りや写真撮影等による希少猛禽類への影響が懸念されており、ルールやマナーの啓発と指導が求められている。

③外来種

外来動物では、アライグマ、アメリカミンク、ニジマス、セイヨウオオマルハナバチ等の知床半島への侵入が確認され、外来草本では事業道路沿線の法面や知床岬、ルシャ川・ルサ川下流部、幌別・岩尾別の草地、相泊以北の海岸線等へのアメリカオニアザミ、ブタナ等の侵入が確認されており、こうした種による知床国立公園の生態系への影響が懸念されている。

④海域

知床国立公園は海洋生態系と陸上生態系の相互作用が顕著であり、引き続き海洋生

態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を推進することが必要である。

海洋生態系と陸上生態系の相互作用の保全のためには、サケ科魚類の遡上を確保することが重要であるが、一部の河川では河川工作物が設置されているためサケ科魚類の遡上が阻害されている。

⑤自然景観

知床国立公園には原生的な景観が保全されているが、海岸部のほぼ全域で漁業資材等の漂着ゴミが確認されており、特にルシャや知床岬周辺では多量の漂着ゴミが見られる。また、十分な景観配慮策を講じていない道路擁壁や雪崩予防柵等の道路工作物や、用途を終え放置された廃番屋やホテル等が自然景観の保護に支障を及ぼしている。

⑥公園利用

特定期間・特定地区への利用の集中が確認されており、自然環境・利用環境に与える影響を軽減する策を講じる必要があるとともに、渋滞緩和や利用マナーの向上等利用の適正化が求められる。また、一部の登山道等におけるし尿処理や土壌浸食、植生荒廃が懸念されている。

利用に伴う影響を最小限とするため、ルールやマナーの啓発と違反抑制のための巡視、指導体制の確立が必要である。また、知床国立公園はヒグマが高密度で生息しており、ヒグマ対策に関する普及啓発が重要である。特に、先端部地区や山岳地域等においては、利用施設の配置が困難であり、遭難・海難・ヒグマによる事故等の発生が懸念される。

公園利用のニーズは多様化しており、海外からの利用者の増加に伴う多言語対応が必要となっている。エコツーリズムや公園利用に関する統合的な基本方針や合意手段を整備し、地域全体でのホスピタリティやエコツアー率を向上させ、より良質な自然体験を提供することも重要である。

2. 管理の基本方針

(1) 知床国立公園の管理目標

①世界自然遺産に登録された多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくとともに、昭和39年の指定から継続して管理を行ってきた自然景観の維持保全を図る。特に世界自然遺産登録時に「顕著で普遍的な価値」があると評価された「生態系」と「生物多様性」については、その価値を維持できるよう管理していく。

②知床ならではの原生的な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態

系を生かし、適正な公園利用やエコツーリズムを推進することにより、自然環境を保全しその価値を向上させつつ知床らしい良質な自然体験を提供し、あわせて持続可能な地域社会と経済の構築を図る。

(2) 知床国立公園の管理の基本方針

平成 17 年に知床は世界自然遺産に登録されており、「知床世界自然遺産地域科学委員会」及び「知床世界自然遺産地域連絡会議」が設置され、科学的知見に基づく順応的管理を推進するとともに、地域との連携・協働による管理体制が構築されている。また、「知床世界自然遺産地域管理計画」(以下「遺産地域管理計画」という。)をはじめとした各種計画等に基づき、関係行政機関等と連携した管理を推進している。国立公園の制度は知床においても世界自然遺産の完全性を担保するための重要な保護担保措置として位置付けられており、知床国立公園の管理においてもこの点を踏まえた管理が求められている。

①地域との連携・協働

日常的に知床国立公園の保全や利用に関わっている地元自治体、関係団体及び地域住民による現場の視点を管理に活かしていくため、関係行政機関、地元自治体、その他の行政機関、関係団体との緊密な連携・協働のもとに管理を行う。

関係行政機関、地元自治体、関係団体等の間で効果的な連携・協働を図るため、「知床世界自然遺産地域連絡会議」や「知床五湖の利用のあり方協議会」等各種の会議を活用し合意形成を図るとともに、様々な機会を活用して、地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、地域の自然を伝統的に利用してきた地域の知識を管理に活用する。

知床国立公園の自然環境やその保全管理の取組等について、イベントや講演会、説明会等の開催を通じて地域住民への普及啓発を行う。

②科学的かつ順応的な管理

知床国立公園の生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的に管理を行う必要がある。このため、関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、その結果に応じて管理方法を柔軟に見直す。こうした調査研究・モニタリング・評価とその結果に基づく順応的な管理を進めるため、「知床世界自然遺産地域科学委員会」における、科学的な立場からの助言を尊重する。

③陸域及び海域の統合的管理

知床の世界自然遺産としての価値は、様々な海生生物が生息・生育する豊かな海洋

生態系と原始性の高い陸上生態系の相互関係や生物の多様性に特徴があり、また、このような特徴に依存して国際的な希少種であるシマフクロウ、オオワシ等の重要な生息地になっている点にある。

したがって、陸域と海域の生態系の指標となるような動植物種の生息・生育状況、植物群落や植生の状況、水質や流況等基盤となる環境の状況を把握しつつ、知床国立公園を取り巻く陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因の分析と環境回復に向けた対策を検討し、所要の措置を講じる等、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行う。

また、そのために関係行政機関、地元自治体、関係団体、専門家等との連携・協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

④地域区分による管理

知床国立公園の管理計画区は地域の自然環境及び利用上の一体性から、公園全体で1つの管理計画区とするが、本計画において管理計画区を分割して記述する必要がある場合は、次の5つの地域区分に細分することとする（別添図面参照）。

- i. 先端部地区
- ii. 知床連山地区
- iii. 知西別岳及びその周辺地区
- iv. ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区
- v. ルサ・相泊間の道路沿線地区

なお、遺産地域管理計画においては、知床世界自然遺産地域をA地区とB地区に区分し、A地区は原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本としている。そのため、その大部分が遺産地域管理計画のA地区として区分されているi、ii、iiiの地区については、特に厳正な風致景観及び自然環境の保全を図る。また、その他の地区においても、A・B各地区の取扱いを前提として自然環境の保全を図る。

⑤風致景観の保全

知床国立公園の山岳、湖沼、滝、海岸段丘に代表される優れた自然景観を保全するため、前項の5つの地区毎の自然特性や利用状況等も踏まえながら、各種行為に対する規制等を適正に運用し、それらの改変を抑制する。また、園地や道路等公園事業施設からの眺望に配慮し、工作物等を設置する場合は、風景との調和を図るとともに、使用されなくなった工作物等については撤去するよう指導する。

海岸部に漂着したゴミ等については、関係行政機関や地元自治体の連携・協力のもと、地域住民、関係団体の協力を得て、その除去が図られるよう努める。

⑥一次産業との両立

流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖により、知床周辺海域の生物資源は、他の海域に比べ非常に豊かである。本来、水産業は良好な海域環境の上に成り立つ産業であり、知床周辺の海の豊かさの恩恵を受けている水産業にあつては、知床国立公園に生息する野生生物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用が図られるよう努める。

⑦適正な公園利用及びエコツーリズムの推進

知床における適正な公園利用やエコツーリズムを推進するため、「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」における議論を踏まえ、「知床エコツーリズム戦略」に基づき、利用コントロール、守るべきルールの設定と指導、情報の発信、ガイドの育成とガイド利用の推奨、文化的資産等の活用、利益の還元、施設整備、モニタリング等必要な取組を推進する。

なお、「知床エコツーリズム戦略」に基づき、自然環境の保全とその価値の向上、世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築の3つを公園利用推進にあたっての基本的な原則とする。

また、「知床エコツーリズム推進協議会」を中心に、エコツーリズムの考え方に基づく取組を地域に浸透させていく。これらにより、原生的な自然環境の保全と、地域の主要な産業である観光を始めとするレクリエーション利用との両立を図る。

国立公園の周辺地区であるウトロに「知床世界遺産センター」、「知床森林センター」、国立公園内では幌別地区に「知床自然センター」、知床五湖地区に「知床五湖フィールドハウス」、羅臼地区に「羅臼ビジターセンター」、ルサ地区に「知床世界遺産ルサフィールドハウス」がそれぞれ整備されており、これらの自然系関連施設が有効に機能する方策を検討し、利用者への効果的な普及啓発を推進する。

知床国立公園は高密度でヒグマが生息するため、「知床半島ヒグマ保護管理方針」に基づき、利用者の安全確保と普及啓発を推進する。

⑧広域的な視点による管理

知床国立公園を適切に管理していくため、日露の隣接地域や知床半島基部等の知床国立公園の生態系と共通性や連続性を有する地域や、気候変動等の知床国立公園の生態系に重大な影響をおよぼす地球規模の課題、知床観光圏や道東エリアの観光行動域における利用者動向を視野に入れつつ、管理を行う。

3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 生態系の保全管理

知床国立公園が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合は、これらの影響を緩和させるための有効な対策を講じていくものとする。

①植 物

植物群落の多様性及び希少種の分布状況に留意しつつ、それらの保護上重要な地域における調査研究・モニタリングを行い、その結果を基に人為的な影響の軽減、適切な保全対策の実施を図る。特に知床連山、知床沼周辺、知床岬等での人の踏みつけによる植生の損傷状況を引き続き把握し、立入りの制限、適正な誘導、植生の復元等を行う。また、シレットコスミレやミヤマビャクシン、イワヒバ等の希少種の盗掘防止のため、関係行政機関や地元自治体等と連携・協力し、パトロールの強化を図る。

エゾシカの採食圧による自然植生への影響については定期的に実態把握を行い、必要の対策を検討する。エゾシカによる採食や踏みつけによる影響が著しい知床岬地区の風衝草原、高茎草本群落等については、引き続き異なる植生タイプ毎に設置しているエゾシカ侵入防止柵等により、地域固有の遺伝子資源を保存するとともに、採食圧の排除やエゾシカの個体数調整に伴う植生の回復状況について継続してモニタリングを行う。また、すでに影響の著しいエゾシカの越冬地周辺部、これまでに採食圧を受けていなかった高山帯及び生育状況の良好な海岸植生を中心に、エゾシカによる植生への影響の拡大を把握することに特に留意する。

外来植物については、海岸を中心に侵入・定着実態の把握を進めるとともに、生態系や景観に与える影響の程度や防除の効率を踏まえて、防除や普及啓発等の対策を検討する。また幅広い市民参加による防除体制の構築に努める。

「しれとこ 100 平方メートル運動地」での活動については、幅広い市民参加のもとに、周辺の森林生態系との調和に配慮しつつ、森林の回復に関する事業が推進されており、エゾシカ対策、外来種対策等での協力体制を継続する。

②動 物

知床国立公園の陸域は国指定知床鳥獣保護区に指定され、狩猟が禁止されているほか、野生鳥獣の捕獲には環境大臣の許可を要する。また、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシは種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づく天然記念物に指定され、その捕獲や殺傷は禁止されている。これらの各種関連法令や施策との密接な連携に努め、効果的な保護管理を推進する。

知床国立公園内の野生動物の保護管理については、以下の方針によるものとする。

- ア．生態系本来の構造と機能を維持・保全することを基本として野生動物の生息地の保護を図るとともに、著しく増加あるいは減少した野生動物については、科学的にその生息状況と変動の要因を把握し、必要な対策を検討する。
- イ．エゾシカとヒグマについては個別の保護管理計画等が策定されており、密接な連携を図る。
- ウ．人と野生動物との共存を図るため、人の利用の適正な誘導、餌やり等の防止、ゴミの持ち帰り等の指導、野生動物の生態等に関する普及啓発を推進する。
- エ．ルシヤ、テッパンベツ川流域の鳥獣保護区特別保護指定区域においては、植物の採取・損傷、たき火、車馬の乗入れ、撮影その他、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為が規制されており、密接な連携を図る。

主な野生動物毎の管理方針は、以下のとおりとする。また、これらの野生動物の中には国立公園の内外にわたって行動するものも多いことから、周辺地域も考慮に入れ、関係行政機関や地元自治体等との連携・協力を図りつつ、保護管理を進める。

・エゾシカ

エゾシカの個体数は、1980年代後半から急増し、現在では知床半島に生息するエゾシカの密度は非常に高く、知床岬等一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。こうした状況に対処するため、「知床半島エゾシカ保護管理計画」及び「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」に基づき、知床半島に生息するエゾシカの保護管理を行う。また、北海道全体のエゾシカの保護管理については北海道が行っており、緊密な連携をとりつつ知床半島のエゾシカの保護管理を行う。

・ヒグマ

知床半島では世界有数の高い密度でヒグマの個体群が維持されていることから、「知床半島ヒグマ保護管理方針」に基づき、発信機を用いた行動調査や生息環境の利用状況調査等の結果を踏まえ、個体群の動態を把握し、適正な保護管理を行う。特に利用者や地域住民とヒグマとのあつれきを回避するために、誘引物の除去、追い払い等の対応、利用者の行動制限を含む利用システムの構築、適切な施設整備及び利用者等への普及啓発、情報提供に努める。

・シマフクロウ

知床半島に生息するシマフクロウは、人工給餌に依存する個体がほとんどなく、自然下で繁殖しており、当該地域は本種の保護上極めて重要な生息地となっている。また、知床半島で繁殖した個体が周辺地域に移動分散することにより、当該地域は周辺

地域への新規個体の「供給源」的役割を有していると考えられる。

このため、「シマフクロウ保護増殖事業計画」との連携を図り、つがいの生息が確認されている河川の周辺においては、極力、自然環境を現状のまま維持するとともに、必要に応じ生息環境の改善を行う。また、シマフクロウの生息環境をかく乱しないよう、入り込み者への指導を行う。

・オオワシ・オジロワシ

知床半島の海岸斜面等には、ワシ類の利用できる森林が連続しており、越冬期のオオワシ、オジロワシが常時利用する道内でも最も重要な環境となっている。また、知床半島はオジロワシが高い密度で営巣、繁殖する重要な繁殖地にもなっている。このため、「オオワシ保護増殖事業計画」及び「オジロワシ保護増殖事業計画」との連携を図り、これら海岸斜面の森林を保全するとともに、オジロワシの繁殖期には人がむやみに営巣地周辺に近づかないよう利用者への指導、普及啓発を図る。

③外来種への対応

特定外来生物であるアライグマ、アメリカミンク、セイヨウオオマルハナバチ及びオオハンゴンソウ等の知床半島への侵入が確認されており、こうした種による知床国立公園の生態系への影響が懸念されることから、知床国立公園への侵入の防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった段階に応じた対策を進める必要がある。このため、関係行政機関、地元自治体、関係団体等の連携・協力を図りながら、外来種の定着実態の把握を進めるとともに、侵入経路を推定し、影響の程度や防除の効率を踏まえて、有効な対策や普及啓発等を実施する。アメリカオニアザミ等の外来植物については、「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」に基づく対策を進める。

また、北海道内水面漁業調整規則に基づき、ブラウントラウト、カワマス、カムルチーの3魚種の移植は禁止されているため、関係行政機関及び地元自治体等と密接な連携を図り、その普及啓発が図られるよう努める。

④海域等の保全

知床周辺海域は、流氷下のアイスアルジーや、流氷形成時の鉛直混合により作られる栄養塩の豊かな中層水がもたらす植物プランクトンの大増殖を基礎とした大きな生物生産力を持ち、これに依存する形で豊富な魚類や海棲哺乳類、鳥類等が生息している。また産卵のために遡上するシロザケ、カラフトマスは、ヒグマや猛禽類等の餌資源としても重要な役割を有しており、陸上生態系にも深く関わっている。

このような海洋生態系と陸上生態系の相互作用を保全するため、これらをつなぐ河川環境の保全を図り、知床世界自然遺産地域科学委員会の助言に基づき実施されてい

る河川工作物の改良の取組に協力する。

また、豊かな生物生産を背景にして、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。

この知床国立公園の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーション等の人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくことを目的とした「知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画」に基づき、海洋環境と低次生産、沿岸環境、魚介類、海棲哺乳類、海鳥、海ワシ類、海洋レクリエーションについて管理を行う。

(2) 地域区分毎の自然景観の保全

①先端部地区

先端部地区は海岸から山岳稜線部の陸域はもとより、沿岸海域にわたり、極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系が残されている。歩道や車道等一般の公園利用のための施設が設けられておらず、日本では数少ない「バックカントリー」と呼ぶことができる原生的な自然環境の広がりが大規模に保たれてきた地域である。

その中でも、知床岬や知床岳等においてはトレッキングや登山による利用がある。また、知床岬の海岸段丘、斜里町側の海食崖やそこに見られる滝（カムイワッカ、フレペ）、羅臼町側の自然海岸、知床岳等の山岳地帯は観光船やシーカヤックからの眺望対象として重要である。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

②知床連山地区

主峰の羅臼岳から硫黄山まで知床半島の脊梁が連なり、山麓・山腹部は針広混交林に覆われ、多くの野生動物が生息している。登山道沿いでも山麓の森林から稜線の高山植物群落まで多様な植物の垂直分布を見ることができる。

本国立公園において唯一登山道が整備されている地域であり、多くの利用者が訪れる。また、当該地域は、知床岬や観光船、知床五湖等からの眺望対象として重要である。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

③知西別岳及びその周辺地区

知西別岳やその周辺地区（天頂山等）は知床横断道路沿線から南西に位置しており、遠音別岳原生自然環境保全地域に接している。山麓の針広混交林から山腹・山頂部のダケカンバ林、ハイマツ低木林まで、広く原生林に覆われている。

知西別岳、天頂山は春先にスキー利用がある。また、知床岬や羅臼湖からの眺望対

象として重要である。

よって、当該地域の自然景観の保全は特に厳正に行う。

④ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

ホロベツ、岩尾別、カムイワッカ及び羅臼温泉集団施設地区までの各区間は、知床国立公園では特に多くの公園利用者が訪れる主要な利用地域であり、利用者に対し公園サービスを提供し、適正な公園利用の推進を図るための利用施設が整備されている地域である。

森林、草原、湿原等の多様な自然景観や野生動物との出会い等、あるがままの知床の自然の魅力にアクセスしやすい地域であるが、知床峠や羅臼湖等の遺産地域管理計画におけるA地区も含まれている。

また、近代の人々の活動の歴史を伝える農業開拓や鉱山開発の跡地に残る建物跡や近代化遺産が見られる風景が残る一方、森林再生事業や河畔景観の再生事業が行われる等、知床らしい原生的な自然景観を取り戻すための保全活動が行われている地域である。

よって、当該地域の遺産地域管理計画におけるA地区に該当する羅臼湖等については特に厳正な自然景観の保全を行う。一方、その他の地域においては公園利用施設の設置や近代化遺産等の保全を認めつつ、自然景観への調和を最優先とした景観管理を行う。

⑤ルサ・相泊間の道路沿線地域

ルサ・相泊間の道路は、観光道路と産業道路を兼ねた道路であり、自動車による相泊等までの観光周遊に利用されるとともに、海岸線にはコンブ漁業等を営むための番屋が立ち並んでいる。当該地域では、知床の秘境感を感じながら、漁業のまちである羅臼町の産業的景観を見ることができる。

当該地域においては、漁村風景と自然景観の調和を図りつつ、景観管理を行う。

4. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 先端部地区

①利用施設に関する事項

引き続き歩道や車道等の一般の公園利用のための施設は設けない。

②利用規制に関する事項

動力船による上陸利用は、この地区にふさわしい利用形態とは言えず、自然保護上の支障もあることから、「知床峠地区利用規制指導に関する申し合わせ」に基づき、一般観光客のレクリエーション利用による立ち入りを規制指導する。

海岸トレッキング利用、山岳部利用、沿岸カヤッキング利用、沿岸河口付近でのサケ・マス釣り利用、動力船による海域利用については、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」を遵守するよう指導する。

特に観光船の運航については、オジロワシやケイマフリ等の鳥類の繁殖や、海棲哺乳類やヒグマ等の生息行動への影響を与えぬよう、これら野生動物を自然観光資源として認識し、守りながら見せる対象として保全とレクリエーション利用の両立を図る。

知床岬地区への撮影のための動力船による上陸やルシャ地区における撮影のための入域については、知床国立公園の生態系や生物多様性もしくは保全の取組を紹介する等の自然環境の保全に寄与すると認められるものであり、かつ当該区域以外の区域においては目的が達成できず、さらに動植物に与える影響を軽減する措置を十分に講じた場合のみ認める。

ヒグマとの接近や接触による軋轢の回避を図る必要性の高いルシャ地区については、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」に基づき立入り及び野営を行わないよう指導をする。なお、立入規制を行う担保措置として次期公園計画改定時に自然公園法による立入規制地区の指定を検討する。

③安全対策及び普及啓発に関する事項

「知床世界遺産ルサフィールドハウス」等の自然系関連施設を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避、利用者の「自己責任」意識の普及啓発のため、「知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得」の周知等に努める。

（２）知床連山地区

①利用施設に関する事項

各登山コースの自然環境及び利用状況を考慮し、必要最低限の利用施設を整備する。遭難防止のための標識等は、平成 10 年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業報告書に示された統一デザインを採用する。なお、登山道に設置する工作物については、ヒグマを誘引しない塗料を用いる等ヒグマによる剥害、噛害対策を講ずることとする。岩尾別温泉コース及び羅臼温泉コースについては、「知床世界遺産施設等運営協議会」の「羅臼岳登山道維持管理部会」により、関係機関と調整・協力して、点検、補修、植生の保護・復元、情報発信等の管理を進める。また、利用状況及び登山道と周辺植生の荒廃状況について継続的な把握を行う。

②安全対策及び普及啓発に関する事項

各種自然系関連施設や各登山口の掲示等を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等に努める。特に携帯トイレについては、関係機関等と連携の上、積極的な利

用を推奨する。

③各登山道における方針

ア．岩尾別温泉～羅臼岳

登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる登山者（中級以上の登山者及び中級以上の指導者が同伴する初級者）が、自らの経験・技術に合わせて、知床の自然景観を楽しむことや、羅臼岳登頂の満足感・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

低標高域は針広混交林が分布し、標高 700 m 前後からはダケカンバ林、標高 1,200 m 前後からはハイマツ低木林となる。大沢には雪田群落が分布している。利用者が比較的多いため、登山道の浸食や複線化による植生への影響が懸念される。

登山道の浸食等の発生、拡大を防ぐため石組み等により必要な整備を行う。また、関係機関等と連携し、必要な維持管理（立入防止ロープ柵等の設置、巡視や清掃等）を行う。

イ．羅臼温泉～羅臼岳

「ア．岩尾別温泉～羅臼岳コース」に比べ、行程が長く利用度が低いルートであることから、十分な体力と登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる中級以上の登山者が、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、羅臼岳登頂の満足度・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

植生分布は「ア．岩尾別温泉～羅臼岳コース」とほぼ同様となっている。屏風岩付近は遅くまで雪渓が残り、1,200 m 前後には雪田群落が分布している。

関係機関等と連携し、登山道の維持管理（ササ刈り、植生保全や迷い込み防止のためのロープ等の設置、登山道の修復と補修、巡視や清掃等）を行う。

中級以上の登山者については、本コースの利用を推奨することとし、情報発信の充実等に努める。

ウ．カムイワッカ～硫黄山

登山口であるカムイワッカから新噴火口までの登山道は、半日程度の短い行程のルートであることから、トレッキング利用者が硫黄山独特の地形や植生、オホーツク海の展望等を楽しむことを目的として利用することを想定する。

一方、新噴火口以上の登山道は、利用度が低いルートであることから、登山経験があり、必要な装備や行動等についての判断ができる中級以上の登山者が、自らの経験・技術に合わせて、知床の原始的な雰囲気を体験し、硫黄山登頂の満足度・達成感を得ることを目的として利用することを想定する。

硫黄山は今も火山活動が続いているため、羅臼岳とは異なる植物が分布しており、山腹付近では硫黄の影響によりシラタマノキやイソツツジ、ハイマツ等が低標高からみられる。また、高山帯にはシレトコスミレが分布している。

関係機関等と連携し、登山道の維持管理（枝払い、植生保全や迷い込み防止のためのロープ等の設置、巡視や清掃等）を行う。

エ. 知床連山縦走路

行程が長く時間と体力を要するコースで、必要な経験と技術を持つ登山者（上級）が、原始的で静寂な雰囲気での登山体験を目的として利用することを想定する。

高山帯は広くハイマツ低木林に覆われているが、積雪量等の立地条件に応じ、風衝群落や雪田群落が分布している。また、ニッ池周辺には高層湿原が成立している。湿原や雪田群落内の登山道沿いにおいて、登山道の浸食や複線化による植生への影響が懸念される。

野営指定地は羅臼平、三ッ峰、ニッ池、第一火口の4カ所とし、それぞれの野営指定地において人為的な食料へのヒグマの誘引を防止するためのフードロッカーの維持管理を行う。また、テント泊の個室化が進む等の登山形態の変化に対応した野営指定地及び周辺の植生保全策を講ずるため、利用状況や植生の状況を把握し、野営指定地の配置や定員の設定、管理のあり方等に関する検討を行う。

関係機関等と連携し、登山道の維持管理（枝払い、植生保全や迷い込み防止のためのロープ等の設置、巡視や清掃等）を行う。

（３）知西別岳及びその周辺地区

知西別岳、天頂山は春先にスキー利用があるが、原生的な自然環境の保全を最優先とし、利用のための新たな施設整備は行わない。

（４）ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区

同一地区内に「原生的な自然環境が保たれ、利用施設が存在せず、バックカントリー利用を主としたエリア」と「一定の利用施設が存在し、周遊観光等に利用されているエリア」が存在し、多様な利用を提供できるため、公園利用者がそれぞれの利用のニーズに合わせ自然体験を選ぶことができることが本地区の特徴である。

その一方で、利用の集中や野生動物との軋轢等の課題が顕在化している地区である。

自然体験のタイプや各エリアでの課題に応じた管理方針を「適正利用・エコツーリズム検討会議」、「知床五湖の利用のあり方協議会」等で調整を図る。

①利用施設に関する事項

知床国立公園における主要な利用拠点が集中している地区であり、自然環境の保全

と適正な公園利用の推進を目的として、必要な利用施設を整備する。

利用施設においては適切な清掃及び維持補修を行う。展望を目的として設置された事業施設においては、オホーツク海、知床連山等の眺望対象の展望に支障となる樹木等の剪定・枝払いを行い眺望を確保する。

②安全対策及び普及啓発に関する事項

各種自然系関連施設等を活用し、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等に努める。特に近距離で長時間ヒグマと接する例が見られる写真撮影については、ヒグマの人馴れを助長させ生態攪乱や隣接住宅地への影響があることから、自粛するよう指導する。

③各利用拠点における方針

ア. ホロベツ・岩尾別台地・自然観察教育林

ホロベツは、知床五湖・カムイワッカ方面、知床峠・羅臼方面及びウトロ・斜里方面との交差点にあたり、知床国立公園の交通アクセス網の要に位置し、知床自然センター及び国指定鳥獣保護区管理センターが整備されている。

これらを知床国立公園の中核的拠点施設とし、自動車利用適正化対策や野生動物管理の拠点としての機能を保持するとともに、知床国立公園の利用に関する情報提供、マナー啓発等を行う国立公園の情報発信のハブ機能を充実させる。

ホロベツ園地等事業執行区域以外は原則人手を加えずに自然の推移に委ねる区域とするが、知床五湖への利用集中の緩和、良質な自然体験の提供を目的に、自然環境の保全上支障を及ぼすことのない範囲での散策路の設定について検討する。なお、ホロベツ野営場の利用施設計画は次期公園計画改定時に廃止する。

地元自治体を中心として、しれとこ 100 平方メートル運動地において、森林再生事業の活動内容を公開し環境教育の場として活用するための仕組みづくりを検討する。また、海崖地域の利用や冬季利用等のバックカントリー利用に対するゲート施設の位置づけも検討する。

イ. 知床五湖

観光客とヒグマの遭遇や、利用による植生の荒廃等の課題に対し、利用調整地区制度を活用した適正利用の方策をまとめた「知床五湖利用適正化計画」に基づく利用ルールの遵守に努める。

知床五湖には多くの利用者が集中することから「知床五湖フィールドハウス」及び「知床五湖パークサービスセンター」において、指定認定機関や自然公園財団等民間団体と協力し、知床五湖園地のみならず、より広域な公園利用に関する情報提

供、情報発信を行い、公園サービスの充実を図る。

高架木道の整備、利用調整地区制度の導入により変化した利用動態に対応するための駐車場の一部拡張を行うとともに、施設整備で対応できない利用集中期の混雑の対策としてシャトルバスの活用等の自動車利用適正化対策を図る。

夜間、冬季といった一般供用が休止されている時間帯・期間における利用機会の創出については、一定ルール下のバックカントリー利用に位置づけ整理する。

ウ. 岩尾別温泉

知床連山・羅臼岳登山道の入山口として、登山の利用適正に関する情報提供機能を充実させるため総合案内看板の設置・更新を行う。なお、岩尾別野営場の利用施設計画は次期公園計画改定時に廃止する。

エ. 幌別川・岩尾別川

幌別川・岩尾別川は、サケ科魚類の遡上河川であり、ヒグマや猛禽類等の捕食者を通じて、海域と陸域の相互関係が顕著に見られる場所である。

地元自治体を中心として、各種野生動物の重要な餌資源となっているオショロコマ等サケ科魚類を保全するため、溪流釣りの自粛を求める。

オ. カムイワッカ

カムイワッカ地区は知床国立公園の陸域の最深部にあたり、知床の秘境感が得られる自然体験を提供する場所とする。

カムイワッカ湯の滝の沢登り、硫黄山・知床連山の登山等の適正利用に関する情報を提供するシステムの確立と管理体制の充実を図る。

自然環境の保全と快適な利用環境の確保、交通事故の防止のためアクセス路である道道知床公園線の知床五湖からカムイワッカ間については、混雑が想定される期間についてマイカー規制を行い、「カムイワッカ自動車利用適正化対策連絡協議会」の構成機関・団体で連携し対策を実施する。

カ. 羅臼湖

羅臼湖は、湿原植生の保全を最優先とし、静寂な雰囲気の中で質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。植生保全のために必要な木道等の整備を北海道森林管理局と連携して行う。また、関係機関等と連携し、歩道の維持管理（ササ刈り、植生保全のためのロープ等の設置、巡視や清掃等）を行う。

利用にあたっては、長靴の着用等が定められている「羅臼湖ルール」を遵守するよう指導し、ガイドツアーの利用を推奨する。また、知床峠園地までの歩道延長の必要性について検討する。

キ. 羅臼温泉集団施設地区

羅臼温泉集団施設地区は、羅臼ビジターセンターを中心として、羅臼側の国立公園入口の利用拠点として相応しい環境づくりと、周辺地域の自然環境に応じた適正な利用を推進するための情報発信等の基地として機能の充実を図る。また、「知床世界遺産施設等運営協議会」を通じて、関係機関等と連携し、羅臼ビジターセンター等の効果的な運用を図る。

羅臼温泉園地については、ビジターセンターと一体的に利用される散策路として有効活用を図るとともに、熊越えの滝方面への歩道の延長について検討する。なお、次期公園計画改定時には熊越えの滝遊歩道を単独施設（道路（歩道））として位置付けることを検討する。

（５）ルサ・相泊間の道路沿線地区

自動車による観光周遊が行われており、ルサ地区には「知床世界遺産ルサフィールドハウス」が整備されている。利用にあたっては、自然環境の保全や利用の安全性向上、ヒグマとの軋轢の回避のため、「知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得」の周知等に努める。特に近距離で長時間ヒグマと接する例が見られる写真撮影については、ヒグマの人馴れを助長させ生態攪乱や隣接住宅地への影響があることから、自粛するよう指導する。

ルサ川はサケ科魚類の遡上河川であり、ヒグマや猛禽類等の捕食者を通じて、海域と陸域の相互関係が顕著に見られる場所である。ルサ地区の自然環境を活用した良質な自然体験の提供と効果的な普及啓発の実施のため、必要な施設整備及び河口付近における小規模な自然復元について検討する。

５. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

（１）許可、届出等取扱方針

原則として、先端部地区、知床連山地区、知西別岳及びその周辺地区等の遺産地域管理計画のＡ地区においては、各種の行為について極力抑制を図るものとする。

行為の種類	取扱方針
①工作物	・原則として漁業活動及び森林施業、学術研究その他公益上必要な行為に係る施設以外は極力抑制を図るものとする。 ・必要に応じて、ヒグマに対する適切な安全対策を講じる。
ア. 建築物	・規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。 ・屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの（片流れ式を除く）

	く。)とする。既存建築物に近接し、10 m² 未満かつ高さ 3 m 未満の小規模建築物については陸屋根、片流れ式屋根も認める。 ・外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色系、灰色系、白色又は自然素材のままの色とする。 ・道路等からは極力壁面線を後退させるとともに、周囲の状況から植栽による修景が必要な場合は、6. (1) 修景緑化の方針に基づき植栽を行うものとする。 ・付帯の建築設備等については極力展望地や公園事業道路等から望見されない側に設置するものとする。
(ア) 番屋等	・相泊・北浜地区（別添図面参照）では、番屋（漁業を行うために人が季節的に居住し、作業する建物）等の新築は極力抑制することとし、相泊・北浜地区以外では、番屋等の新築は、災害により消失したものの復元等、当該地域における従来からの漁業を継続的に行うために必要なものに限る。 ・番屋及び付帯する倉庫等の漁業関係施設の新改増築を行う場合は、その規模、高さは必要最小限とする。 ・屋根の形状は切妻とし、やむを得ず片流れ式屋根とする場合、相泊・北浜地区においては隣接する公園事業道路の舗装面から高さ 5 m 以内のものに限る。 ・外部の色彩は、屋根・庇はこげ茶色系・青色系、壁面は茶色系、クリーム色系、灰色系又は自然素材のままの色とする。 ・素材は原則として木材又は鋼板とする。 ・概ね 30 m² を下回る番屋及び漁業関係施設は、漁舎として取り扱う。 ・番屋等として使用されなくなったものについては、施設の所有者に対し撤去するよう指導する。
イ. 道路	・車道、林道ともに原則として新設を認めない。ただし、工事用の仮設道路については個別に検討する。 ・既存道路の改良は現況の機能を確保する程度にとどめ、擁壁等の工作物は極力抑制するものとする。ただし、環境保全及び災害復旧のための必要な改良については個別に検討する。 ・知床大橋からルシャ間の知床保安林管理道、町道岩尾別開拓道路、町道知床公園道路については拡幅等を伴う改良は原則として認めない。 ・展望地や公園事業道路等公園利用者から望見される箇所の擁壁

	の表面処理は、間知石（角錐型に加工した石材）の布積又は矢羽積を基本とする。やむを得ずコンクリートを主たる材料とする場合は、原則として黒色顔料の添加等により暗灰色に着色するとともに、石材による布積又は矢羽積に模した表面処理を行う。 ・工事に伴い生じた裸地は、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、６．（１）修景緑化の方針に基づき緑化を行う。 ・道路法面に構造物を設置する場合については、修景植栽による遮蔽や、埋設の上緑化を図る等、人工構造物が極力視認されないような工法とする。 ・モルタル吹付けは、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。公園利用者から望見される箇所においては、原則として周辺の断崖地を模した表面処理とするとともにモルタルに黒色顔料を添加し、暗灰色の色彩とする。 ・法枠工は、安全確保上、代替工法が無いと認められる場合のみとする。法枠工を設置する場合は、法表面から枠を隠蔽するような工法とする。 ・落石防護柵、雪崩予防柵等は、原則として金属部の色彩をこげ茶色系とする。 ・車両の路外逸脱防止を目的として設置する防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は亜鉛メッキ素地色とする。 ・視線誘導標や道路標識は、支柱等金属部の色彩をこげ茶系の色彩とする。 ・冬季閉鎖となる区間について、オーバーハング式視線誘導標の設置は認めない。また、視線誘導標識の設置は必要最小限とし、道路や周囲の展望地からの眺望を妨げるものは認めない。出来るだけスノーポール兼用デリネーターで対応するものとする。 ・スノーポール兼用デリネーターは冬季以外は長さを縮め、収納できるものとし収納筒の色彩はこげ茶系とする。 ・橋梁のデザインは周辺の景観と調和しつつ生態系への影響が最小限となるよう配慮する。色彩は原則として金属部材をこげ茶色系とし、公園利用者から望見されるコンクリート構造物については原則として黒色顔料の添加等を行い暗灰色とする。また猛禽類等の生息状況に応じ鳥類の事故防止措置を講ずる。 ・道路照明については、生態系への攪乱を最小限にとどめるよう
--	--

	留意した配置にする。 ・動物用の横断工作物を設置して動物の移動を助ける、側溝への動物の転落を防止する等、自然環境の保全に配慮する。 ・既存道路の改良により必要性が失われた道路付帯構造物等については撤去を図る。
ウ. 電柱	・新設については、自然環境への影響及び施設供用に伴う波及的な影響等を考慮し、慎重に取り扱うものとする。 ・公園利用上重要な計画道路の沿線においては、架空線の地下埋設化を図るものとし、その他の場所においても極力電力線・電話線の共架を図るよう指導する。 ・電柱の色彩はこげ茶色を標準とする。 ・希少猛禽類の感電対策を行うものとする。
エ. アンテナ、鉄塔	・原則として新設は認めない。既存鉄塔等への共架、既設建築物への壁面又は屋上への設置とし、原則として既存構造物の高さ（避雷針を除く。）を超えないこととする。ただし、公益上必要と認められるものであって、当該地域以外においてその目的を達成することができないと認められるものについては検討する。
オ. 治山、砂防施設	・災害の防止又は復旧のためやむを得ないものに限る。 ・落雪防護柵等、斜面に構造物を設置する場合については、修景植栽による遮蔽や、埋設の上緑化を図る等、人工構造物が極力視認されないような工法とする。
カ. 河川横断工作物	・サケ科魚類の遡上を妨げる工作物の新設は認めないものとし、河川の自然復元やサケ科魚類の資源量増加に資するものについては認めることができるものとする。 ・魚道設置等の増改築については「知床世界自然遺産地域科学委員会」において、その必要性や手法について認められたものに限る。
キ. 漁港	・新たな漁港の新設は認めない。既存漁港の整備は、自然改変が最小となるよう調整を図るものとする。特に、ウトロ漁港知床岬地区（文吉湾）の整備は、漁場開発又は漁船の避難のために必要な範囲にとどめるものとする。
ク. サケ、マスふ化場	・新たなふ化場の新設は認めない。既存施設の改良に際しては、規模や構造については、自然環境への影響に配慮するものとする。特にサケ・マスの採捕作業後、ふ化場にて捕獲を行わないサケ・マスの遡上が確保できる構造でないものは認めない。

ケ. 海岸施設	・相泊・北浜地区においては、海岸保全施設の新設は、災害の防止又は復旧のためやむを得ないものに限るものとし、それ以外の地区（漁港区域内を除く。）においては、原則として新設は認めないものとする。
コ. 発電施設	・知床はオジロワシ、クマゲラ、希少な海鳥等の繁殖地であり、また千島からカムチャツカに至る渡り鳥飛行ルート上に当たる。風力発電については、これら鳥類の衝突事故が発生する懸念があるため、家庭用等ごく小規模なもの以外の新設は認めない。 ・水力発電については、サケ科魚類の遡上を阻害するおそれがあるため、遡上の可能性のないごく小規模な水路における家庭用等、ごく小規模なもの以外の新設は認めない。 ・地熱発電については、羅臼温泉における温泉発電（バイナリー）等、小規模なもので、かつ風致景観上の支障軽減措置を十分に講じた場合については認めるものとするが、それ以外のものの新設は認めない。 ・太陽光発電については、大規模なものは認めない。
②木竹の伐採	・原則として、登山道や遊歩道等の利用拠点の維持管理に必要なもの、学術研究その他公益上必要と認められるもの、測量や森林の管理のために行われるもの以外は認めない。
③土石の採取	・採石業は認めないものとする。 ・鉱業権の設定は認めず、鉱物の採取については学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は認めない。 ・新たな泉源の開発及び利用については、泉源利用による自然環境への影響に配慮し、慎重に取り扱う。ただし、既存泉源の掘替えについては自然環境への影響を配慮しつつ柔軟に対応するものとする。 ・ポンプ小屋、引湯管等による風致上の支障がないよう指導する。 ・掘削中の機械、やぐら等の設備の設置及び跡地の整理については、風致上の支障のないよう指導する。 ・継続的に行われている定置網のおもり用の砂利の採取については、「知床国立公園における行為の許可基準の特例」によりやむを得ないものに限り認めることとされている。
④広告物の設置	・原則として公益上必要と認められるもの及び公園事業施設等への誘導のためのもの以外は認めないものとする。 ・極力自然素材を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。

	・色彩はこげ茶色地に白色文字を標準とし、原色は極力用いないものとする。ただし、注意・警告を目的に設置する標識等については、文字やピクトサインの強調を意図した黄色、赤色の使用も認める。 ・幟の設置は認めない。 ・光源を用いる場合は、外部からの照明とする。 ・塔屋への設置は認めないものとする。 ・破損、老朽化した広告物は、設置者において速やかに撤去するものとする。 ・登山道における遭難防止のための標識等は、平成 10 年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業報告書に示された統一デザインを採用することとし、注意板はこげ茶色地に白色文字を標準とする。
⑤動植物の捕獲、採取等	・申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者についてのみ行為を認める。 ・捕獲、採取等の場所及び期間については、一般利用者に配慮する。 ・行為の実施にあたっては、期日や場所について自然保護官事務所等に連絡するものとする。 ・捕獲、採取等に係る調査結果の報告及び成果物（論文等）の提出を求めるものとする。
⑥利用調整地区内の立入り	・原則、利用調整地区制度の運用のために必要なものに限る。学術研究については、一定の研究実績のある研究者についてのみ立入りを認める。 ・取材行為については、原則として立入認定のルール下で行うよう指導する。

（２）公園事業取扱方針

建物や看板類のデザイン等は、原則として許可、届出等取扱方針の①工作物ア、建築物及び④広告物の設置に準じるものとする。

①羅臼温泉集団施設地区

事業の種類	取扱方針
ア．宿舍	・今後の新改増築に当たっては、ゆったりとした空間をたもつとともに、建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。 ・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設

	する。 ・壁面は道路からできる限り離すものとし、公園事業道路等から20m以上後退させることを原則とする。後退距離がとれない場合は、建物の高さに配慮するとともに、十分な遮蔽のための修景植栽を行うこととする。 ・廃止した公園事業宿舎については、すみやかに原状回復を図る。 ・事業の廃止にあたっては、建物の撤去等により速やかに原状回復するものとし、有効活用が図られる場合は、新たな利用に係る基準に照らして適切な規模のものとする。
イ．園地	・適正な園路の維持管理を推進し、園地の有効活用を図る。
ウ．野営場	・施設の規模は現状程度にとどめる。 ・ヒグマに対する適切な安全対策を講じる。
エ．駐車場	・施設の規模は現状程度にとどめる。
オ．博物展示施設	・国立公園の適正な利用を推進するため、情報の収集と発信に努める。

②単独施設

事業の種類	地区	取扱方針
ア．宿舎	岩尾別温泉	・施設の規模は現状程度にとどめる。 ・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。
	岩尾別	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
イ．園地	ホロベツ	・国立公園のハブ拠点として、休憩や自然観察のための広場、休憩所、自然探勝路等の整備がなされている。施設の更新に当たっては展望施設、情報提供施設等の充実を図る。
	カムイワッカ	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
	知床五湖	・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため情報提供施設の機能の充実を図る。 ・利用調整地区制度導入による利用動態変化を踏まえ、必要最小限の駐車場の拡張を行う。
	知床峠	・短時間の展望利用に供するための施設は現状程度とし、案内板、解説板の更新を図る。
	ルサ	・知床世界遺産ルサフィールドハウスとの連携

		に留意し、自然体験、休養利用のための園地を整備する。
ウ. 野営場	ホロベツ及び 岩尾別温泉	・当面、整備は認めない。
	ルサ	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。
エ. 博物展示施設	ホロベツ	・当公園におけるマナーの普及、自然体験活動の拠点施設として、館内・屋外展示及び情報提供施設の充実を図る。 ・幌別地区の滞留機能を強化し、食事提供、環境学習の情報・素材提供を行う。 ・やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。
オ. 駐車場	ホロベツ	・マイカー規制の要となる施設であるので、施設の規模等については、自動車利用適正化対策の中で検討する。

③道路

事業の種類	路線名	取扱方針
ア. 道路 (車道)	全域	・許可、届出等取扱方針の①工作物イ. 道路に準じるものとする。
	ウトロ羅臼線	・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のものの現状以上の拡張は原則として認めないものとする。 ・防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。
	ホロベツカム イワッカ線	・整備に当たっては、交通安全、危険防止のために必要な改良について検討するものとする。 ・知床五湖以奥は急峻な地形のため、改変行為による影響が大きいことが懸念されることから、慎重に扱うものとする。 ・防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。

	岩尾別温泉線	・現道と同程度の規模にとどめるものとする。 ・防雪施設等については、自然環境及び景観等への影響を考慮し、大規模なものは原則として認めないものとする。
	ルサ相泊線	・交通安全、危険防止等のための改良であっても、極力抑制を図る。 ・既存の雪崩予防柵等の撤去のための方策を検討する。
イ．道路 （歩道）	硫黄山登山線、羅臼平知 円別岳線、羅 臼岳登山線	・硫黄山登山線、羅臼平知円別岳線及び羅臼岳登山線（羅臼温泉～羅臼平）は、今後の利用動向を踏まえ植生保全等のために必要な整備内容を検討する。 ・遭難防止のための標識等は、平成10年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業報告書に示された統一デザインを採用することとし、注意板はこげ茶色地に白色文字を標準とする。
	知床五湖周回線	・知床五湖利用調整地区制度により立入りの管理が図られている施設であるため、施設の管理や再整備等については、知床五湖の利用のあり方協議会の中で検討していくこととする。
	羅臼湖線	・無制限な利用を防ぐため、今後とも入口駐車場の整備は行わず、バス等の利用を進める。 ・植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。
	北海道自然歩道線	・事業執行については、今後の利用動向により検討する。

6. その他

修景緑化の方針

各種行為に伴って生じた裸地等は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点を満たすとともに、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成 20 年 4 月環境省自然環境局）を踏まえるものとする。

- ①建築物周辺の空地等は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木の使用を基本とし、周囲の森林植生と調和するものとする。道路等の法面については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物の自然侵入を促す（人為的に植物の導入を行わない）植生工、埋土種子の利用、すき取りによる表土の再利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努める。
- ②緑化を行うに際しては、最終的な緑化目標を明確にして工種を選定すること。また、自然条件が許すかぎり、極力最終目標を木本類とした緑化を行うこと。
- ③緑化にあたっては、外来生物は原則として使用しない。また、知床半島エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシカ個体群の増加を抑制し、かつ法面の緑化が可能な種の導入について、周辺の植生状況やエゾシカの生息状況を考慮しつつ検討する。

参考資料1

知床国立公園管理計画 検討会名簿

○委員

酪農学園大学環境システム学部教授 座長 金子 正美

(環境情報／科学委員会委員)

北海道大学大学院農学研究院准教授

愛甲 哲也

(公園管理／適正利用・エコツーリズムWG委員)

斜里町立知床博物館学芸員

内田 暁友 (植物／斜里町)

公益財団法人日本野鳥の会根室支部

田澤 道広 (鳥類／羅臼町)

○関係行政機関

網走開発建設部、釧路開発建設部、北海道森林管理局企画調整部、網走南部森林管理署、根釧東部森林管理署

北海道オホーツク総合振興局、北海道釧路総合振興局、北海道根室振興局

斜里町、羅臼町

知床国立公園管理計画 作成経緯

平成 24 年 6 月 7 日 第 1 回検討会

- ・知床国立公園管理計画検討会の設置について
- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 7 月 24 日 平成 24 年度 第 1 回 知床世界自然遺産地域科学委員会

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 8 月 8 日 平成 24 年度 第 1 回 知床世界自然遺産地域連絡会議

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 24 年 12 月 7 日 第 2 回検討会

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 25 年 2 月 23 日 平成 24 年度 第 2 回 知床世界自然遺産地域科学委員会

- ・知床国立公園管理計画の改定について

平成 25 年 3 月 22 日 平成 24 年度 第 2 回 知床世界自然遺産地域連絡会議

- ・知床国立公園管理計画の改定について

知床国立公園

知床生態系維持回復事業計画

平成 22 年 10 月 21 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

知床国立公園 知床生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 22 年 10 月 21 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

知床国立公園は極めて原始性の高い自然景観と豊富な野生生物によって形成される多様な生態系を有しており、ミズナラ、イタヤカエデ、トドマツ、アカエゾマツ等の針広混交林、ダケカンバやミヤマハンノキにより構成される落葉広葉樹林、ハイマツ低木林等の森林群落、主として山岳稜線部に広がる高山植物群落や山岳湖沼の周辺に広がる湿原植物群落、そして海浜の砂礫地とこれに続く断崖、急傾斜地の海岸性植物群落、海岸断崖上部の風衝草原、高茎草本群落等多様な植物群落が発達している。特に、知床岬に代表される海岸部の断崖やその周辺にはガンコウラン、シコタンヨモギ等の高山帯の植物を主体とする群落やエゾシシウド、シレットコトリカブト等による高茎草本群落が分布し、海岸線から高山植生が生育することも特徴である。

また、知床に生息するサケ科魚類が海と川を行き来し、これらを重要な餌資源とするヒグマやシマフクロウ、オオワシ、オジロワシといった大型哺乳類や絶滅のおそれのある猛禽類等様々な生きものが生息し、また北方系と南方系の野生生物が共に生息するとともに、海域と陸域の自然環境が密接に影響し合い、多様な生物相と生物間相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。知床半島は、上述のような「生態系」と「生物多様性」が評価され、平成17年7月に世界自然遺産に登録された。

このように豊かな生態系が評価される一方、エゾシカによる自然環境への影響は深刻化している。知床半島では、エゾシカが1970年代に阿寒方面より侵入し、1980年代から個体数が急増し、知床岬地区においては平成10年度に越冬数カウントが592頭に達した以降は増減を繰り返しながら高密度で推移しており、半島内の他の越冬地でも同様の傾向を示している。エゾシカの増加により、越冬地を中心とした樹皮の採食による特定樹種の激減と更新不良、林床植生の現存量低下と種の多様性の減少、海岸性植物群落とそれに含まれる希少植物の種又は個体群の減少、エゾシカ不食植物であるハンゴンソウ、エゾオグルマ等や外来種であるアメリカオニアザミ等の増加が観察されている。エゾシカの高密度状態がさらに長期化する場合、希少植物の種又は個体群の絶滅、高山植生への影響、急傾斜地の土壌侵食等が懸念されている。平成20年7月、ユネスコ世界遺産委員会は、知床半島でのエゾシカ対策が生態系や生物多様性の保全の観点から重要であることを指摘し、継続的なモニタリングの結果を基に順応的管理を進めることを求めている。

本事業では、エゾシカの採食圧による影響の低減を通じて、知床国立公園における原生的な生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本事業で維持又は回復を図る生態系とは、過去のある時点の静的な種構成の回復ではなく、生態的過程により変動する動的な生態系であり、近代的な開拓が始まる前の状態である明治以前の生態系とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

地域の生態系を特徴づける動植物の生息・生育状況及び土壌浸食を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

①植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、木本葉の現存量調査、林床植生調査及び海岸性植物群落、高山植物群落における植生調査等を実施し、エゾシカの影響及びアメリカオニアザミ等の外来植物の侵入・定着状況を経年的に把握する。また、防鹿柵内外における植生調査等を実施し、エゾシカの侵入防止による植生の回復状況を把握する。

②生態系の指標となる動物の生息状況の把握

生態系の維持・回復の指標とするため、小型哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類等の調査を行い、生息状況を把握する。

③エゾシカの生息状況等の把握

エゾシカの生息数を推定するためのカウント調査、ライトセンサス調査等、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析等を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、知床国立公園及び周辺地域におけるエゾシカの捕獲数等のデータを集計・分析する。

④土壌浸食の状況の把握

土壌浸食の進行を把握するために、定点撮影等の方法により調査を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物として、以下の動植物の防除を行う。

①エゾシカの防除

人為的介入を行うことが適切な地域において、銃器又は罠等による捕獲を実施する。銃器による捕獲時には、必要に応じて、エゾシカの移動ルートを分断する仕切り柵、射撃用タワー、爆音器、餌付け器具等を設置し、効率的な捕獲に努める。

なお、エゾシカの捕獲に当たっては「知床半島エゾシカ保護管理計画」（平成18年11月釧路自然環境事務所作成）との整合を図る。また、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び希少猛禽類等他の動物への影響を最小限に留めるよう努めることとし、特に希少猛禽類に対する影響の軽減については専門家等の助言を得て必要な配慮を行う。

エゾシカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁、斜里町等により、各所において、防鹿柵や樹皮保護ネットが設置されているため、これらの堅実な管理を図り、対象地区における植生回復を図る。また、新たに対策の必要が生じた地区において防鹿柵の設置を行う。

②外来植物の防除

アメリカオニアザミ等の外来植物について、未侵入地への侵入防止のための防除、知床岬等重要地点での分布拡大防止のための防除を行う。なお、アメリカオニアザミの分布拡大はエゾシカの食性とも密接に関連していることから、エゾシカ対策と連携して進める。

（３）動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系を特徴づける動植物の生息・生育環境を改善するための検討・実証試験及び環境の改変を行う。

①海岸性植物群落等の改善手法の検討・実証試験

エゾシカによる影響が著しく、植生の回復がみられない海岸性植物群落等については、上記（１）の調査・監視の状況を踏まえ、効果的な生育環境の改善手法についての検討、実証試験を行う。

②エゾシカの越冬環境の改変

人為的に出現した道路法面や農林業跡地の緑化植物等植栽地を対象に、環境を改変しエゾシカの利用を制限することで、越冬地の環境収容力を削減し、周辺の自然植生に対する採食圧を低下させる。

（４）生態系の維持又は回復に資する普及啓発

当該生態系の保護の必要性、エゾシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況、侵略的な外来種等による被害を予防する必要性等について、インターネット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働き掛ける。

（５）前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

植生の監視等については、できるだけ簡便で効果的なデータの取得手法を検討し、実際の監視に活用する。

繰り返し捕獲によるエゾシカの学習により、エゾシカの捕獲効率が低下することのないような捕獲手法について調査研究を行い、必要に応じて、実証試験を実施する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業を順応的な考え方のもとに実施していくため、事業の効果、内容等の総括的な検証・評価を行い、本事業計画の見直しを行うこととする。なお、検証・評価、本事業計画の見直しに当たっては、知床世界自然遺産地域科学委員会の下に設置しているエゾシカワーキンググループにおける本事業への助言、指導等を踏まえるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、北海道が策定した「特定鳥獣保護管理計画」（「知床半島エゾシカ保護管理計画」を含む）との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。

なお、連携・協力に当たっては、知床世界自然遺産地域連絡会議及びエゾシカワーキンググループの場を活用する。また、生態系維持回復事業の実施者は、毎年6月末日までに知床世界自然遺産地域連絡会議の事務局（釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道）に対して、過去1年分の実施結果について情報提供を行う。

参考資料 3

知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ(昭和 59 年 2 月 16 日)

1. 規制の目的

貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生息地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制する。

2. 規制の対象

一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取扱いを検討することとする。

3. 規制の範囲

知床岬先端部の国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域内とする。

4. 規制の内容

- (1) 遊漁船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いをふまえ、認めないものとする。
- (2) 陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルート of 危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するものとする。

5. 指導方法

(1) 問い合わせ等への対応

4 に基づき指導する。

陸路からの入り込みについては、危険性・漁船等への便乗禁止について説明し、極力立ち入りを控えるよう指導するものとするが、なお、希望する者には、国有林入林手続きを行うよう指導する。

また、雑誌等における入り込みルートの紹介については極力さし控えるよう対処する。

(2) 標識設置

次の 4 ヶ所に、利用規制内容を示す標識を設置するものとする。

斜里側：知床岬文吉湾及びアブラコ湾

斜里側：相泊及びカモイウンベ

《関係機関》

- ・斜里営林署（現在、清里営林署）
- ・標津営林署
- ・網走海上保安署
- ・網走支庁
- ・根室支庁
- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・ウトロ漁業協同組合
- ・知床国立公園管理官事務所

参考資料 4

地熱発電と保護地域の関わりに関する I U C N の見解

- 2 0 0 1 年のアンマンでの **World Conservation Congress** で「I U C N 保護地域カテゴリー I ～IV における鉱物資源の採鉱・採取を全面禁止。V ～VI においては事業の特徴及び程度が保護地域の目的に反しない場合のみ許容」との勧告が採択されている。
- ここでいう「鉱物資源の採鉱・採取」に地熱の採取が含まれるかどうかは明確ではないが、先般、バンコクで開催された W C P A – J の **Asia Region Steering Committee Meeting** におけるインタビューの結果、いずれのメンバーからも「地熱開発を含む」という判断が示された。

参考資料5.

平成 10 年度知床森林生態系保護地域保護林保全緊急対策事業調査報告書について

○作成の経緯と報告書の概要

本調査は北見営林支局から社団法人日本林業技術協会が委託を受けて実施したものである。知床連山縦走路及びその周辺森林について、融雪や降雨時による登山コースの移動、シレトコスミレ等の植生や地表剥離等の被害の発生が見られたため、現地調査を実施し、対策の検討を行っている。

本調査では2回の検討委員会が開催されており、委員会での検討を経た対策を基に報告書が作成されている。検討委員として、東北北海道国立公園野生生物事務所公園保護科長、斜里町環境保全課長、羅臼町環境課長、斜里山岳会会長、帯広営林支局標津営林署長が参画した。

知床連山地区の風致景観の保全のため、関係機関で標識等のデザインを統一することとし、本調査に示されている標識等の構造を統一デザインとして採用する。

第 7 章 施設計画資料とその他の対策

I 施設計画資料

1. 指導標識

(1) 考え方

植生の保護を図るためには、登山者の恣意的な歩行を防ぐことが必要である。そこで、まず、登山道の位置を全体として確定することが必要である。このため、最も有効な手段の一つは指導標識の設置である。

一般に、指導標識は、指導板、指導板を支持する主柱、主柱を固定するための根枷の 3 部から構成されている。

しかし、この調査地においては、厳しい自然的条件や困難なアクセス条件のため、指導標識には、相当な強度と耐久性が要求されることになる。強度と耐久性をもち一般的な構造を備えた指導標識となると、部材および全体の形が大きくなる。

このような大きな標識は、上述の同じ条件によりその設置や維持管理及び更新などに大きな困難を伴うものである。更に、調査地が森林生態系保護地域の保存地区であり、できるだけ自然の状態を保つべき場所であることから、大型の指導標識は植生に与える影響も大きくなるので好ましくない。また、大型の標識が原始的な景観を破壊するおそれも十分にあると考えられる。

また、指導標識は、一般に、設置場所の状況によって、1 方向指導標識、2 方向指導標識、3 方向指導標識が考えられ、それらの方向に応じて指導板の数も増加するが、これについても景観、耐久性などの問題が考えられる。

以上のことから、指導標識は、指導板を省略した主柱と根枷のみからなる構造とし、方向の指示は、主柱に直接記載することとする。

(2) 構造

i. 主柱

- ① 主柱は防腐処理を施したカラマツの丸太を用いる。
- ② 直径は末口φ120（単位はmm、以下同じ）とする。
- ③ 全長は1000とし、地中部分を400、地中部を600とする。
- ④ 地上部の上から150程度を外側から中心に向けて2方向から10だけ削り落とす。横断面が円であると仮定すると、削り面の幅はそれぞれ66となる。
- ⑤ 3方向以上を示す場合は、更に上記④の方向と直交するようにその下を同様に削り落とす。

⑥ 削った部分に、行き先を打ち込んだ金属板を取り付ける。

2. 根枷

- ① 防腐処理を施したカラマツの丸太を用いる。
- ② 直径は末口 $\phi 100$ とする。
- ③ 長さは 500 とする。
- ④ 根枷は支柱に $\phi 10$ のボルトで取り付ける。

3. 構造図

3 方向以上の場合の構造は下図のとおりである。

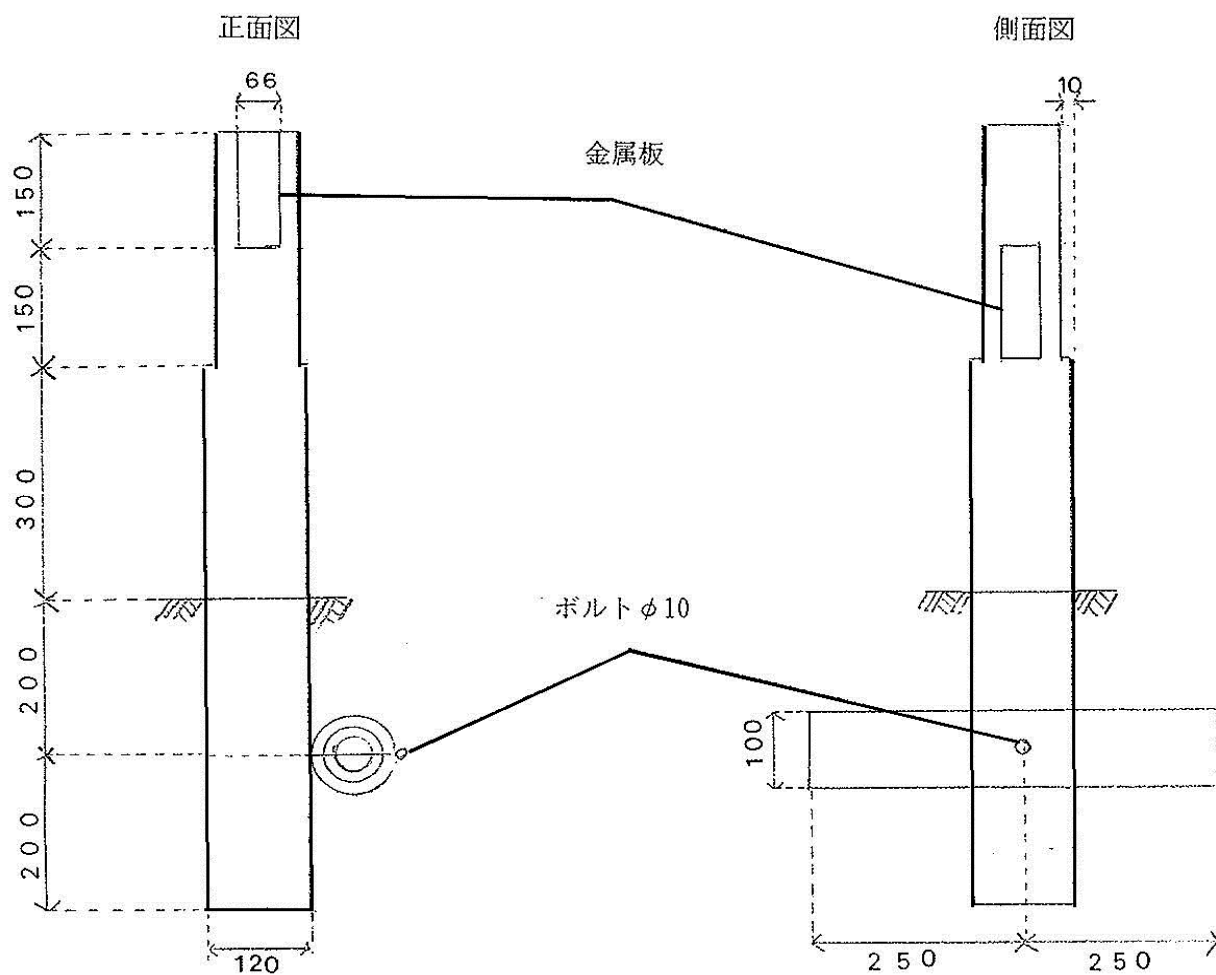


図 7-1. 指導標識の構造図

(3) 設置場所

第 2 地区 : 1 基

第 9 地区 : 1 基 (ただし、登山者誘導のための注意標識と兼用)

第 12 地区：2 基

第 14 地区：1 基

第 16 地区：1 基

第 19 地区：2 基

第 21 地区：1 基

2. 指導杭（仮称）

(1) 考え方

距離の短い区間の登山道の位置を確定するためには、一般にはガイドロープが設置される。

ガイドロープ設置の候補地としては第 9 地区があげられる。しかし、この区間の長さは 94m と見込まれ、厳しい自然条件から維持管理が困難であると予想される。

指導杭は、ガイドロープに代わって登山道の位置を確定しようとするものであり、第 9 地区のシレットコスミレの生息地の山側の縁に、杭を 1 列に 10m おきに設置する。

両端の杭は注意標識を兼ねるものとし、それによって登山者を杭に沿って歩行するように誘導する。

注意標識を兼ねる杭を除いては、指導杭は指導板や方向を一定に保つことを必要としないのでできるだけ簡単な構造とし、根柶をつけない。この杭は耐久性が小さいので、必要に応じて補修を行う。

(2) 構造

i. 両端の杭

この杭は、前述の指導標識や後述の注意標識を兼ねるものであるから、注意標識の「登山者の誘導を図るための標識」と同じ構造とする。（図 7-3 参照）。

ii. その他の杭

市販の測量杭を用いる。その構造は次のとおりである。

- ① 太さは 1 辺 4 cm、長さ 60 cm の角材である。
- ② 杭の上端部は、長さ 10 cm 程度をペンキで着色してある。下端部は鋭角に削り落としてある。
- ③ 杭は、長さの半分程度を打ち込むものとする。

(3) 設置場所

第 9 地区の標識（3.0）から、裸地の山側の縁に羅臼岳寄りの端までとする。区間の斜距離が 94m であるから、10m 間隔をめぐに 10 本の杭を設置する。

3. 制止施設

(1) 考え方

制止施設は、登山者の立ち入りによると見られる植生の被害地の入り口、行き止まりの道型の入り口に設置し、登山者の立ち入りを禁止するために設置するものである。これは、物理的に立ち入りを阻止するというよりも、管理者の立ち入り禁止の考えを明示するための施設と位置づけられる。

制止施設の規格や構造に関しても、一般的には指導標識の項において述べたことが当てはまるが、制止施設は立ち入りを禁止する区域の植生が回復したり、道型が消失すれば必要なくなるので、強度と耐久性はそれほど必要とされないものである。

制止施設は設置及び維持管理ができるだけ容易な構造のものとなるように、2本の支柱と標識ロープで組み立てる。

(2) 構造

i. 支柱

- ① 支柱は市販の鋼鉄製棒とする。
- ② $\phi 16$ 、長さ 1000 とする。
- ③ 上部には、測量に用いるトラバーピンのように環を形成させる。環の内径は $\phi 30$ 程度とする。
- ④ 支柱はその半分程度を地中に埋め込むものとする。

ii. 標識ロープ

- ① 市販の $\phi 10$ の標識ロープを用いる。
- ② 標識ロープは支柱の環に取り付ける。

(3) 構造見取り図

下図のとおりである。

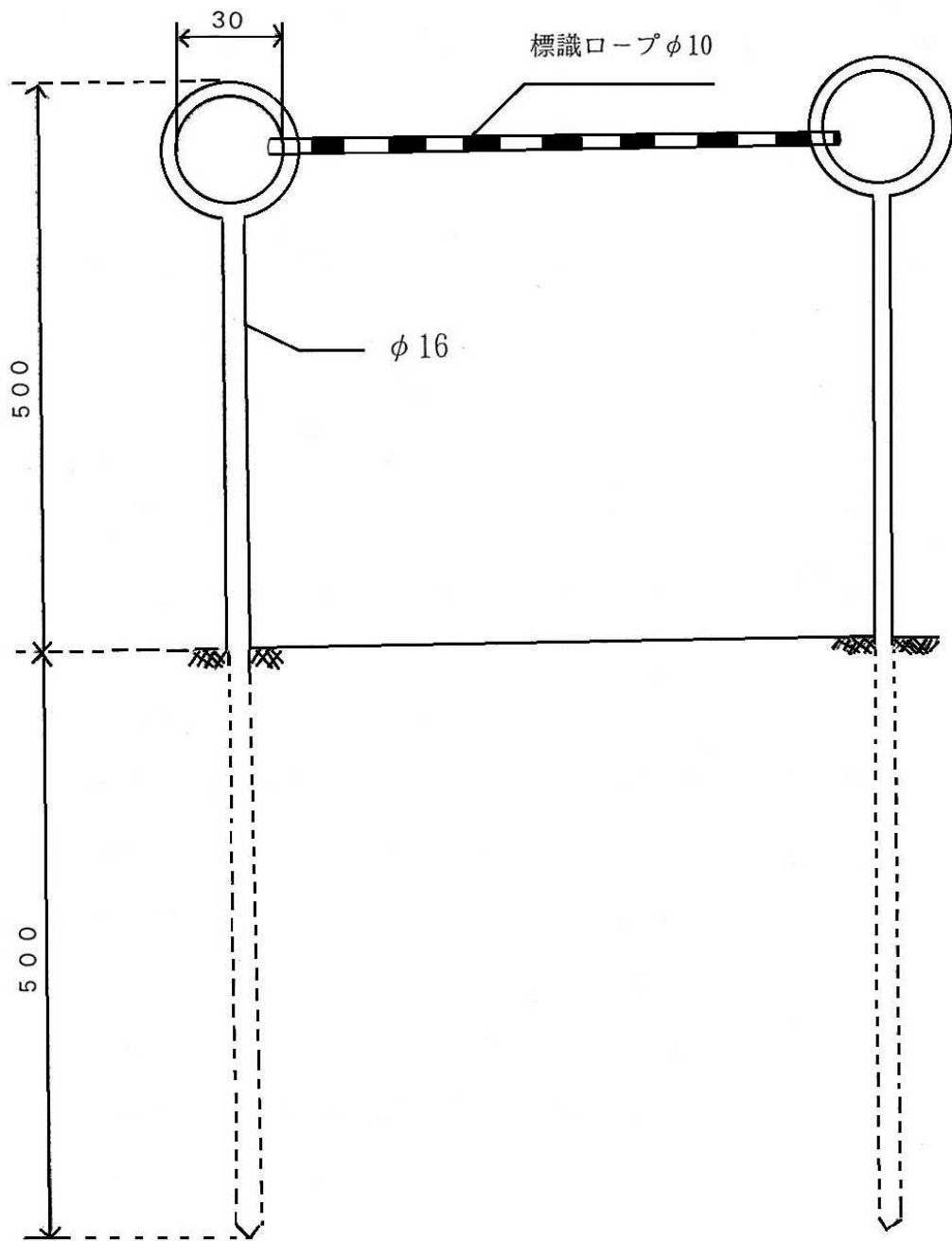


図 7-2. 制止施設構造見取り図

(3)設置場所

第2地区：1基

第3地区：1基

第4地区：1基

第8地区：1基

第18地区：1基

4. 注意標識

(1) 考え方

植生保護のため必要とされる注意標識は一般的には数が多いほうがよいと考えられるが、標識が大型になったり数が多くなると指導標識の項において述べたような問題が生ずるので、注意標識もできるだけ小型にし、数を抑えることとする。

注意標識として次の2種類を設置する。

- ① 木下小屋登山口とカムイワッカ登山口に設置する植生保護のための標識
- ② 第9地区の指導杭の列の両端に設置する登山者の誘導を図るための標識

(2) 植生保護のための標識

木下小屋登山口及びカムイワッカ登山口には既に大型の標識が設置されているので、新たに支柱を必要とする標識は設置しないこととし、必要期間に限って注意板のみを既存標識に取り付けるものとする。

注意板の構造：

- ① 注意板はB4判（257×364）で厚さ10の合成樹脂の板とする。
- ② 注意板の他の色及び文字の色については、知床国立公園管理計画等の制限にそって決定する。

注意板の記載事項：

登山者の皆さんへ

知床の森林は貴重な植物の宝庫であります。

保護につとめましょう。

特に、次のことに注意してください。

- 登山道の外側を歩かないこと
- 植物を傷つけないこと
- 植物をとらないこと。

(3) 登山道の誘導を図るための標識

第9地区に設置する指導杭の列の両端の杭をこの標識として兼用する。更に、羅臼岳寄りに設置する杭は指導標識をも兼ねる構造とする。

i. 構造

この標識は主柱、根枷、注意板の三つから組み立てる。

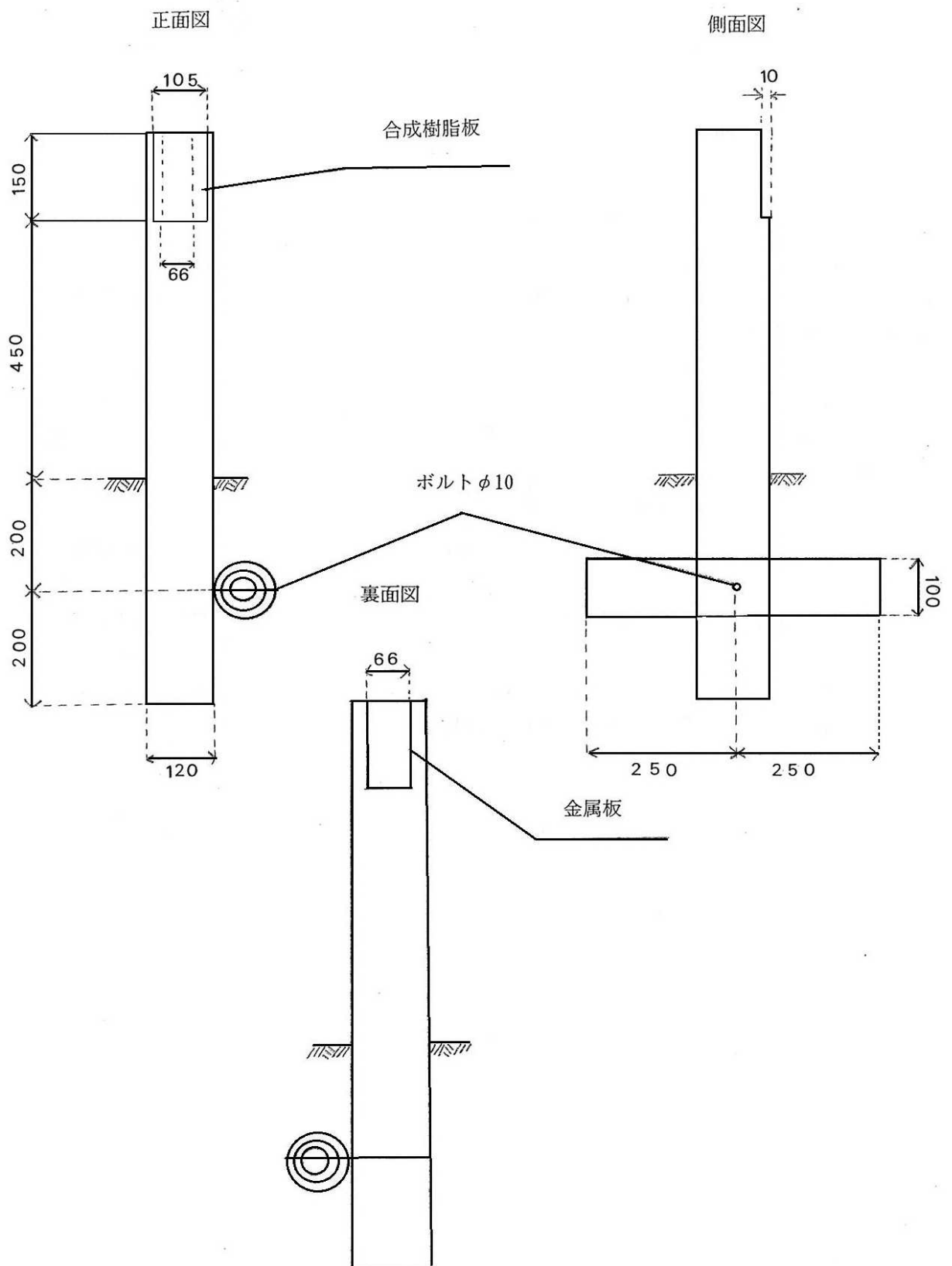
- ① 木材は全て防腐処理を行ったカラマツ材とする。
- ② 主柱は末口直径 $\phi 120$ の丸太とする。
- ③ 主柱の全長は 1000 とし、地上部 600、地下部は 400 とする。
- ④ 主柱の地上部の上部を約 1/4 に一面を（指導標識兼用のものは両面を）外側から中心に向かって 10 だけ削り落とす。主柱の横断面が円であると仮定すると、削り面の幅は 66 となる。
- ⑤ 根枷は末口 $\phi 100$ 、長さ 500 の丸太とする。
- ⑥ 注意板は A6 判（105×148）で厚さ 10 の合成樹脂の板とし、主柱の削り面に $\phi 10$ のボルトで取り付ける。
- ⑦ 注意板の地の色及び文字の色は、知床国立公園管理計画等の制限に沿って決定する。
- ⑧ 指導標識を兼用する場合は、注意板の反対面を同様に削り、行き先を打ち込んだ金属板を取り付ける。

ii. 構造図

指導標識を兼ねる場合の構造は図 7-3 のとおりである。

iii. 注意板の記載事項

注意板の中央部に縦書きで「杭に沿って歩いて下さい」と記入する。



7-3. 誘導のための注意標識の構造図

5. 施設一覧

以上の計画施設を一覧表に示すつぎのとおりである。

表 7-1. 計画施設一覧表

番 号 と 名 称	箇所	数量	主 な 部 材	備 考
① 指導標識	7	8	主柱、根枷、金属板	⑧と兼用、合成樹脂製注意板 追加
② ”		1	”	
③ 指導杭	1	8	主柱	測量杭使用
④ ”		1	②と同じ	⑧と兼用
⑤ ”		1	⑨と同じ	⑨と兼用
⑥ 制止施設	5	5	鋼鉄製棒、標識ロープ	
⑦ 注意標識（植生）	2	2	合成樹脂製注意板	既存標識に取り付け
⑧ 注意標識（誘導）	1	1	②と同じ	②④と兼用
⑨ ”		1	主柱、根枷、合成樹脂製注意板	⑤と兼用

「自然公園における法面緑化指針（案）」（H20. 3 環境省自然環境局）（抜粋）

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

用語の定義

移入種（この指針に限っては、外来植物と同義）

自然分布範囲外の地域、または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類群。国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

自然公園における保全水準と対象地域を表－1に、保全水準ごとの緑化工指針を表－2に示す。

緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適合した植物群落の形成を初期緑化目標とする。
（自然な緑の導入を基本とする。）
- 2 自然の早期回復を図るため先駆植物を積極的に活用する。
（自然回復の順序を尊重する。）
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。
（自然に近い方法で植物を導入する。）

表－１　自然公園における保全水準と緑化の基本方針

	1	2	3	4
保全水準* ¹	• この水準を適用する地域は、特に嚴重に景観（景観を支える生態系や景観の構成要素である動植物を含む）の維持を図る必要性のある地域、またはこれに準ずる地域であって、動植物の人為的移動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群* ² の現状を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。	• この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要があり、かつ人為的影響をあまり受けていない地域であって、当該地域に生息・生育する個体群* ² に対して人為的影響をできるだけ与えない公園管理を行うことが必要な地域である。	• この水準を適用する地域は、風致の維持を図る必要はあるが、農林水産業等による人為的影響を相当程度受けている地域であって、その人為的影響の存在を前提にして、当該地域の風致に支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。	• この水準を適用する地域は、市街地、集落地などが含まれ、すぐれた自然の風景地の保護の観点から、当該地域の風致に著しい支障を及ぼさない公園管理を行う必要のある地域である。
対象地域	• 特別保護地区、および第１種特別地域の全域。 • 第２種特別地域、または第３種特別地域のうち、植生復元の困難な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部または一部について史跡天然記念物の指定もしくは仮指定がなされていること、または学術調査の結果等により、特別保護地区または第１種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、または行われることが必要であると認められる地域。 (1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域。 (2)野生動植物の生息地、または生育地として重要な地域。 (3)地形もしくは地質が特異である地域、または特異な自然の現象が生じている地域。 (4)優れた天然林、または学術的価値を有する人工林の地域。	• 第２種特別地域、および第３種特別地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響をあまり受けていない自然林、あるいはそれに近い二次林の地域。 (2)生物多様性保全上重要な二次草原地域（シバ草原、ススキ草原、ササ草原など）。 (3)保全水準１の地域と近接している地域であって、保全水準１の地域の上流側に位置する地域など、保全水準１に相当する地域への影響が懸念される地域。	• 第２種特別地域、第３種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)人為的影響を大きく受けている自然林の地域。 (2)保全水準２以外の二次林、二次草原、人工林地域。	• 第２種特別地域、第３種特別地域、および普通地域のうち下記に該当する地域。 (1)市街地、集落地。 (2)その他、上記及び保全水準１～３のいずれにも該当しない地域。
緑化の基本方針	• 当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しないことを目標に、緑化による遺伝子レベルでの攪乱を避けるため、使用植物材料* ³ は地域外から一切持ち込まない緑化とする。	• 当該地域に生息・生育する個体群に対して人為的影響をできるだけ与えないことを目標に、使用植物材料* ³ を入手する地理的範囲を限定し、当該地域に自然分布する種の系統* ⁴ による緑化とする。	• 当該地域の風致に支障を及ぼさないことを目標に、使用植物材料* ³ を入手する地理的範囲を限定し、当該地域ないし地域区分* ⁵ 内に自然分布する種による緑化とする。	• 当該地域の風致に著しい支障を及ぼさないことを目標に、当該地域ないし地域区分* ⁵ 内に自然分布する種による緑化とする。 • ただし、造園的景観形成を図る場合は、地域の植生と調和した違和感のない緑化を優先し、国内に自然分布する種の利用も許容する。

表― 2 保全水準ごとの緑化工指針

緑 化 工 指 針	保全水準*1	1	2	3	4
	最終緑化目標群落*6	・施工対象地域の植生と同等・同質の植物群落。 （施工対象地域に自然分布する個体群*2のみからなる植物群落）	・施工対象地域の植生と同等・同質、またはそれにできるだけ近い植物群落。	・当該地域に自然分布する種を主体とする植物群落。	・当該地域区分*5内に自然分布する種を主体とする植物群落。 ・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
	初期緑化目標群落*7	・施工対象地域に自然分布する種、および自然侵入種で形成される植物群落。	・施工対象地域ないし当該地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種（先駆樹種*8は除く）で形成される植物群落。	・当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種（先駆樹種*8は除く）で形成される植物群落。 ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合は、緑化用外来草本で形成される植物群落も許容。	・当該地域区分*5内に自然分布する種（先駆樹種*8は除く）で形成される植物群落。 ・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
	使用植物材料*3	・施工対象地域に自然分布する種。（地域外からの持ち込みは一切不可）	・施工対象地域が属する自然公園の同一団地内に自然分布する種。（先駆樹種*8に限り、地域区分*5内に自然分布する種まで許容） ・使用植物材料*3を入手する地理的範囲内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物*9材料は不可。	・当該地域区分*5内に自然分布する種。（先駆樹種*8に限り、国内に自然分布する種まで許容） ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合は、緑化用外来草本も許容。	・造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布する種まで許容。
	使用植物材料*3を入手する地理的範囲	・施工対象地域周辺。 ・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料*3を確保。	・施工対象地が属する自然公園同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。 ・先駆樹種*8に限り、地域区分*5内も可。	・原則として当該地域区分*5内。（緑化用外来草本は除く） ・先駆樹種*8に限り、国内も可。 ・使用植物材料*3の入手経路を確認。	・先駆樹種*8、及び造園的景観形成を図る場合は、国内も可。
	適用工法	・目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成は浸食防止効果の高い工法。 ・使用植物材料*3の入手が困難で、かつ周囲からの植物の自然侵入が期待できる場合には、植生誘導工*9を積極的に検討。 ・植生誘導工*10のみでは浸食が進み、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、周辺から種子等の植物材料が採取可能な場合は、播種などの積極的な緑化を実施。 ・緑化基礎工や植物生育基盤材などは、地域の生態系への影響を与えない自然材料を選定。			・目標群落の形成が可能な工法。 ・地域に自然分布する種であっても、緑化目標群落の形成を阻害する種（クズ等）の利用は回避。
	植生管理*10	・長期間（5～20年）を要しても最終緑化目標群落*6が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。 ・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やかに除去。	・少なくとも5～10年程度で初期緑化目標群落*7が形成されるまでモニタリングを行い、その評価に基づく順応的管理を実施。 ・その後は、最終緑化目標群落*6が形成されるよう必要な植生管理*11を実施。	・初期緑化目標群落*7が形成されるまでモニタリングを行い、最終緑化目標群落*6が形成されるよう必要な植生管理*11を実施。	
	災害時の特例	・災害復旧の場合には、保全水準1～4の地域とも地域住民の生活環境の早期復旧、および災害の拡大防止を優先。 ・災害復旧の場合においても、保全水準に対応する最終緑化目標群落*5を設定し、災害復旧について一定の成果をみた後、最終緑化目標群落*5に移行させるための植生管理*11などを実施。			

（注釈）

- * 1 保全水準：適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。
- * 2 個体群：個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。
- * 3 使用植物材料：使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産（種子の採取、育苗）された植物（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど）は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。
- * 4 種の系統：種の系統とは、生物の分類群（集団，種，属，科など）の進化の過程での類縁関係を意味する。
- * 5 地域区分：変化に富むわが国の自然環境にあっては、生態系、種、種内（遺伝子）の３つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっていくつかの単位に区分して考えることが必要である（新・生物多様性国家戦略）。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。
- * 6 最終緑化目標群落：緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群落と呼ぶが、緑化目標群落は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群落と、施工初期段階に形成を目指す初期緑化目標群落とに分けて設定する必要がある。

最終緑化目標群落とは、初期緑化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期緑化目標群落ともに、緑化施工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。
- * 7 初期緑化目標群落：初期緑化目標群落とは、施工対象地において緑化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終緑化目標群落に移行しやすい群落を設定する必要がある。
- * 8 先駆樹種：先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称していう。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類、ハギ類、グミ類、カンバ類、ウルシ類（ヤマウルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等）、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。
- * 9 国外由来の植物：わが国に自然分布（自生）する種と同種の、国外に自然分布（自生）する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗等をいう。（コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。）

種の自然分布は、国境にかかわらず分布する場合があります、わが国に自然分布（自生）する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限られている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準１に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物を用いてはならないことは自明である。
- * 10 植生誘導工：植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法（種子なし植生基材吹付工）と、埋土種子（種子潜在表土）を用いた生育基盤を造成する方法（種子潜在表土播き工）に分類される。
- * 11 植生管理：植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群落あるいは最終緑化目標群落に早く近づけるための管理を総称していう。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、除草などがある。

参考資料7. 遺産地域管理計画の地域区分との関係

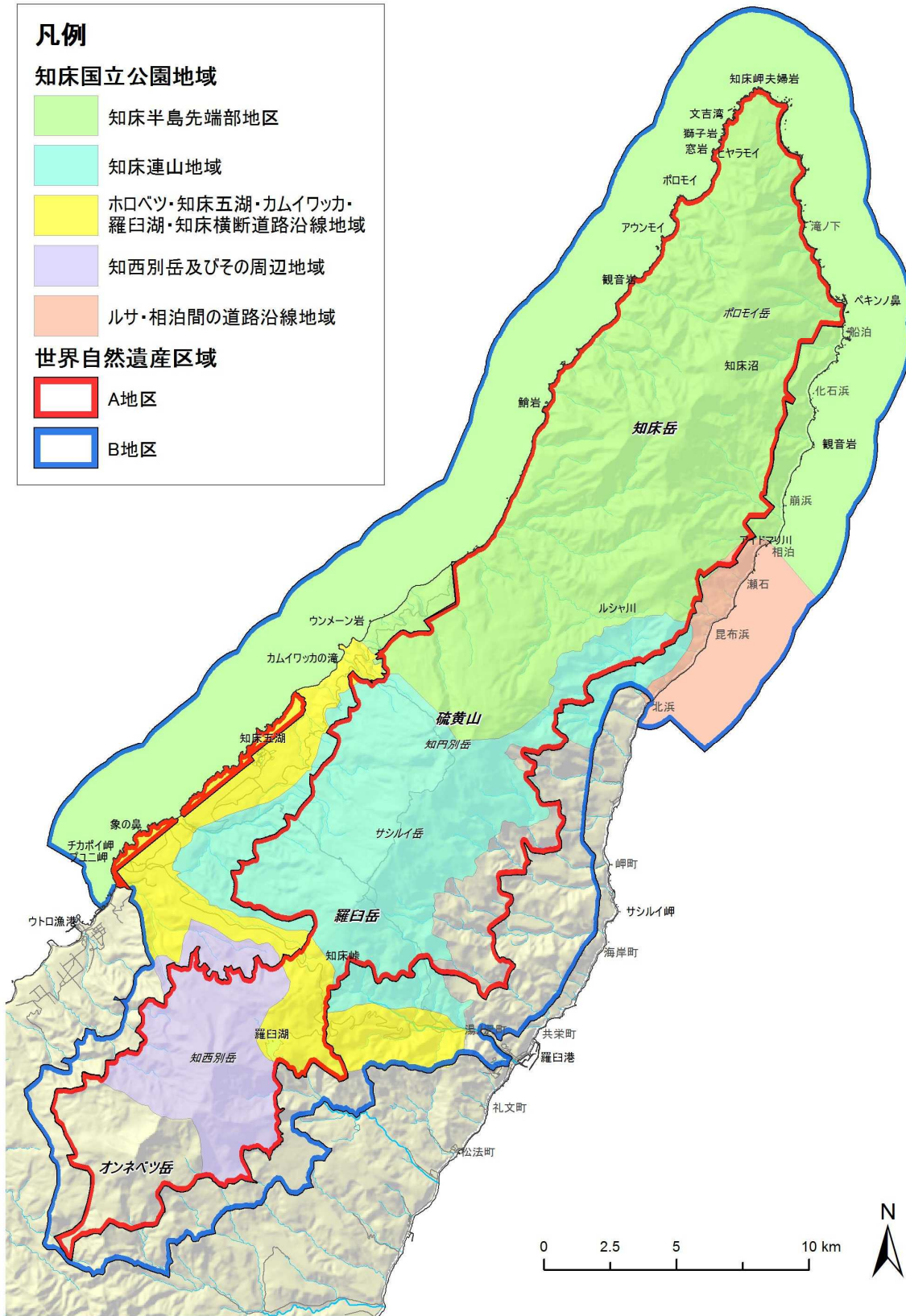


図1. 遺産地域管理計画A地区、B地区と国立公園の地域区分

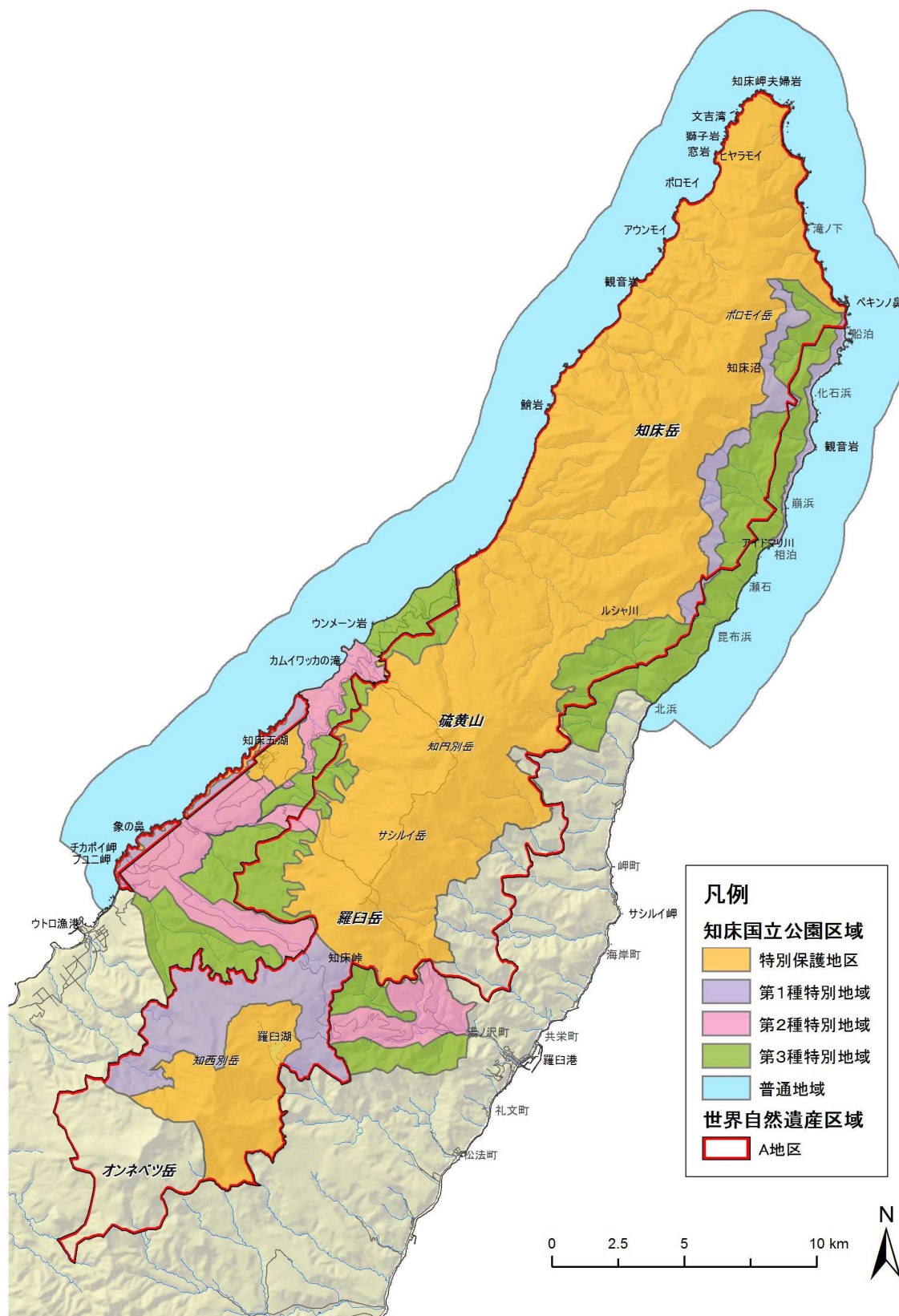
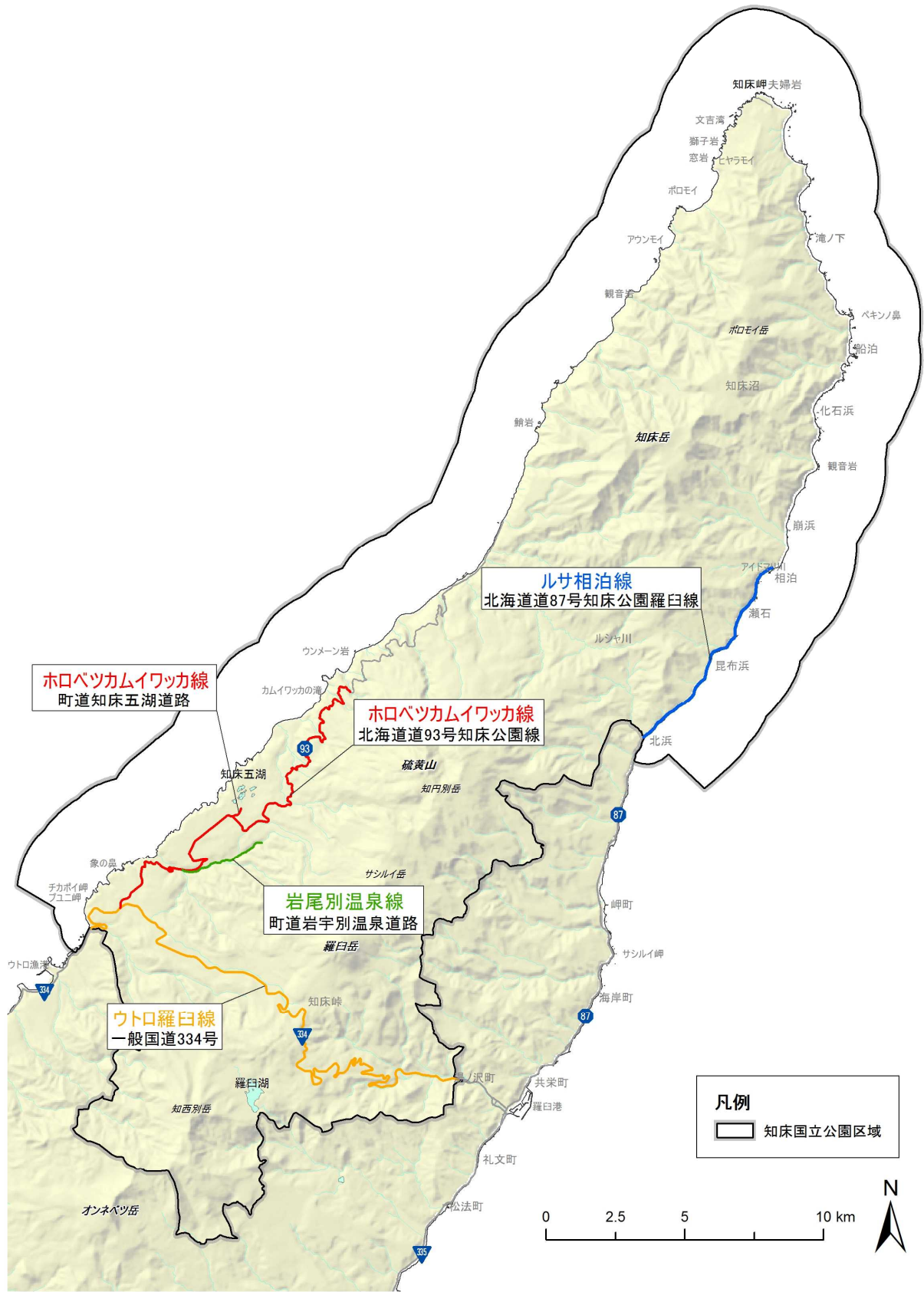


図2. 遺産地域管理計画A地区と国立公園の保護規制計画

参考資料8. 道路法に基づく道路名と公園事業道路(車道)名との関係



参考資料9. 知床国立公園における行為の許可基準の特例

公布日：平成 13 年 04 月 09 日

環境省告示 29 号

〔改定〕

平成 16 年 3 月 29 日 環境省告示 20 号

第一条(区域の範囲)

この告示において、「知床海岸地区」とは、北海道斜里郡斜里町内国有林網走南部森林管理署清里三六一林班から三六四林班まで、三六七林班から三六九林班まで、三七一林班、三七三林班から三七五林班まで、三八〇林班及び三八一林班の各一部、同町大字遠音別村の一部並びに北海道目梨郡羅臼町内国有林根釧東部森林管理署標津二七二林班から二七五林班までの一部をいう。

2 知床海岸地区の範囲を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

第二条(基準の特例)

知床海岸地区内において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第十一条第三項に規定する行為については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び漁業を営むために必要な既存の建築物と用途上不可分である建築物(主たる既存の建築物の規模を超えないものに限る。)の新築、改築又は増築であつて、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められ、かつ、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 知床海岸地区内において行われる規則第十一条第十六項に規定する行為については、同項第五号中「あること」とあるのは、「あること又は特別保護地区内において行われるものであつて、漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(平一六環省告二〇・一部改正)

附則

平成十六年四月一日から適用する。

参考資料10. 関連する各種計画等の一覧

①知床世界自然遺産地域管理計画

策定年度：平成21年度

策定者：環境省、林野庁、文化庁、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

②知床エコツアーリズム戦略

策定年度：平成24年度

策定者：知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツアーリズム検討会議

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

③知床半島ヒグマ保護管理方針

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/higumahogo.html>

④第2期知床半島エゾシカ保護管理計画

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>

⑤シマフクロウ保護増殖事業計画

策定年度：平成5年度

策定者：環境庁、農林水産省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑥オオワシ保護増殖事業計画

策定年度：平成17年度

策定者：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑦オジロワシ保護増殖事業計画

策定年度：平成17年度

策定者：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑧第2期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画

策定年度：平成24年度

策定者：環境省、北海道

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/nature.html>

⑨知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得

策定年度：平成21年度

策定者：釧路自然環境事務所

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/rule.html>

⑩知床国立公園 知床半島中央部地区利用の心得

策定年度：平成20年度

策定者：釧路自然環境事務所

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/rule.html>

⑪知床五湖利用調整地区 利用適正化計画

策定年度：平成23年度

策定者：釧路自然環境事務所、知床五湖の利用のあり方協議会

参照先：<http://dc.shiretoko-whc.com/management/kanri.html>